

平成25年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第4号）

平成25年3月21日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第28号 平成25年度御宿町水道事業会計予算
日程第 2 議案第29号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第30号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 議案第31号 平成25年度御宿町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第32号 平成25年度御宿町一般会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君	12番	大地達夫君

欠席議員（1名）

6番 伊藤博明君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	大竹伸弘君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	米本清司君

事務局職員出席者

事務局 長 岩 瀬 由 紀 夫 君 係 長 市 東 秀 一 君

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

6番、伊藤博明君から、欠席届が出ています。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

（午前 9時00分）

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第28号 平成25年度御宿町水道事業会計予算についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、平成25年度御宿町水道事業会計予算案についてご説明いたします。

1ページ、第2条、業務の予定量から説明いたします。

給水戸数及び年間総給水量につきましては、前年実績をもとに、1戸当たりの有収水量を勘案し、給水戸数3,745戸、年間総給水量91万4,000立方メートルとさせていただきました。年間総受水量は、南房総広域水道企業団との協定に基づき36万6,720立方メートル、受水費1億319万9,000円、1日平均給水量は2,504立方メートルとさせていただきました。

また、主要な建設改良事業といたしまして、浄水場機器改良事業8,740万円、配水施設改良事業877万2,000円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出と、次の2ページ、第4条、資本的収入及び支出につきまして

は、後ほど事項別明細書にてご説明させていただきます。

続きまして、第5条の予定支出の各項経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用の相互と決めました。

3ページの第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費2,317万円と交際費1万円と決めました。

第7条の他会計からの補助金額は2,000万円といたしました。このことにより、収益的収入及び支出の営業外収益の県補助金も前年同様に計上してございます。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を18万1,000円と定めております。

次に、8ページの事項別明細書、収益的収入及び支出を説明いたします。

水道事業収益を2億7,774万4,000円とし、前年度より270万円の増額といたしました。

営業収益2億3,871万5,000円の内訳といたしまして、給水収益2億3,855万5,000円、その他の営業収益は、指定工事店登録手数料、開栓手数料として16万円を計上いたしました。

営業外収益は3,902万9,000円とし、前年度より1,000円の減額となりました。

9ページの水道事業費用は2億7,617万9,000円とし、前年度より267万6,000円の減。営業費用2億7,182万2,000円の内訳といたしまして、原水及び浄水費1億4,163万6,000円、主な事業といたしましては、修繕費、浄水場機器修理に105万円、委託料浄水場等運転管理や水質検査料に2,283万4,000円、受水費1億319万9,000円は、南房総広域水道企業団からの受水費です。

次に10ページとなります。

配水及び給水費の2,733万4,000円は、人件費1,389万5,000円、物件費1,343万9,000円となります。物件費の主な内容として、修繕費の585万円、鉛管取りかえ、漏水修理等の費用を計上いたしました。委託料522万7,000円は、水質検査、量水器取りかえと配水管洗浄委託費に要する費用です。

11ページになりますが、総係費2,063万3,000円の内訳は、人件費927万5,000円、物件費1,135万8,000円で、物件費の主な内容は、頻発する施設機器類の不具合への対応や会計制度の改正に対応するため、加入申し込み変更手続などの一部窓口業務を処理するための臨時職員配置のための費用156万2,000円や使用料及び賃借料の電算リース等424万6,000円、委託料430万9,000円、メーター器検針委託料などを計上いたしました。

12ページになります。

減価償却費8,221万8,000円、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。資産減耗費は、改修工事等に係る有形固定資産の除却損または廃棄損が発生した場合の科目設定となります。

営業外費用405万7,000円は、支払利息と消費税及び地方消費税、特別損失の過年度損益修正損10万円、予備費20万円の計上となります。

次に、13ページの資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入は420万1,000円、うち納付金420万円で、新規加入分を計上いたしました。以下、開発負担金は科目の設定でございます。

14ページとなります。

資本的支出ですが、1億408万7,000円。内訳といたしまして、建設改良費9,617万2,000円、主な内容は、原水及び浄水費の工事請負費、浄水場の水質計測器や汚泥処理設備、塩素注入設備の更新工事8,324万1,000円、この工事に係る設計委託料として415万8,000円、配水及び給水費、配水施設の加圧ポンプや残留塩素計の更新工事に815万4,000円を計上させていただきました。企業債償還金は791万5,000円です。

それでは、2ページにお戻りください。

第4条資本的収入に対する資本的支出の差し引きの不足額9,988万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金にて補填させていただくものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

水道関係当初予算ということではありますが、9ページになりますか。水道事業費用、原水及び浄水費、19節受水費ということで、これは広域水道から扉のページに受水量、額含めて載っておるわけでありましてけれども、水道会計の多くを占める部分だというふうに思うわけでありましてけれども、この南水の最近の状況について伺いたいと思います。

1つは、この間の震災対策ですね。

あともう一つは、いわゆる県内の水道の格差ということで、これはこの間、もう数年来県主導のもとで、最終的には一元化という目標の中で何度か会議が開催されているかというふうに思いますけれども、町民にとって大変大事な内容になってくるかと思っておりますので、それらについて説明をいただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、南水の震災対策ということでございますけれども、南水におきましては、平成24年度に非常用電源の整備を行っております。こちらのほうは施設の

管理用の電源及び給水車への給水用電源の確保ということで伺っております。

耐震対策といたしましては、平成21年度から27年度にかけて7年間で水管橋の耐震化、13橋を予定しているということでございます。

また、県の統合等の関係でございますけれども、水道料金につきましては、手元に今、夷隅郡市と千葉市の例があるんですけれども、水道料金のみで申し上げますと、御宿町では10トン当たりということで換算しております、2,205円、勝浦市が2,220円、いすみ市が1,785円、大多喜町が2,120円、千葉市においては1,380円ということでございます。

県水統合の流れでございますけれども、現在、県水と九十九里、南水におきまして、用水事業体の水平統合について検討が進められているということで伺っております。25年度からそういった検討も再開するような流れがあるということで伺っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

それでは次に移ります。10ページでありますけれども、配水及び給水費の中の8節修繕費、この中で鉛管取りかえ、漏水修理、量水器交換修理というふうにございますけれども、これはいわゆる鉛管、現在までの進捗率ですね。それから、この新年度における進捗率と申しまうか、どの程度までいくのか。

それから、本定例会で、補正の中でたしか減額補正されていたと思うんですけれども、その内容と、じゃ、それが新年度どうなるのかということとあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 鉛管の交換でございますけれども、平成23年度までに約17%の交換が終えております。総数にいたしまして1,720カ所に対して280カ所程度ということになっております。

24年度におきましては、過日、補正予算のときにご説明いたしましたが、5件の実施ということで、予算上は25年度に15件を予定しております。また一方、道路の工事等が今後増えてくることが想定されますので、そういった工事の状況に応じまして、適時補正等により対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

本年度は5件あったということでありますけれども、当初予算との関係での執行率ですね。

それから、本年度多分減額したわけですから、できなかったというふうに理解するわけですが、その理由ですね。

それから、たしか新年度におきましては最終補正の中で繰り越しという中で、道路面の整備ということで、これは国の予算も使った中で路面のでこぼこ、そうしたものを町内の検査をするということでございますので、そうしますと相当の工事が見込まれるということでもあります。

この間も、この鉛管については、できれば道路工事、その中で一元的に行うべきが経費の削減になるのではないかという議論もあったのは承知しているわけでもありますけれども、それともう一つは、この鉛管そのものがやっぱり町民の安全に直結するものだというふうに理解しておりますので、これは一つは粛々に行わなければならない。特に予算として計上したからには、やはり最終的には年度内にこの数というのは、予算にもともと計上したわけですから、執行するのが当然だというふうに思うんですけれども、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 24年度におきましては、当初予算では40カ所を予定してございました。実績のほうは5カ所となっております。その内容といたしまして、本来、道路工事に合わせてできるだけ、例えば舗装の剥がし作業等を兼ねる中で、最低限の経費で交換を進めてまいりたいということで考えてはおるんですが、24年度はこの道路工事になかなか合わなかったということで、漏水の発生した箇所を鉛管交換した件数が5件ということになってございます。

ご指摘のとおり、鉛管については積極的に交換していきたいということで、25年度、道路の工事は多くなることが予想されますので、そのときに調整して、できるだけ多くの執行をしてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

できるだけ多くではなくて、予算を組んだわけですから、これはもう一度同じことを言いますが、町民の命に関する問題ですから、健康の問題ですから、水道法からも第1条にきちんとうたわれているわけですから、例えば新年度の事業の中で相当数、かなりの路面の改良が必要だというふうになれば、逆に言えば、昨年度、本年度、40件ですか、35件ですか、残したわけじゃないですか。それも組み込んで、要するに25年度には24年度おくれた部分も含めて、逆にプラス補正をしてでもやるべきだというのが私の基本的な考え方なんです。だから、最終的に、また今回、今年の新年度の予算の中で組んだものも100%執行できなかったと。今年の

分も残っているということではないと思うんですよね。その辺を私たちはそういうふうを考えるんだけど、担当者はどういうふうを考えるかということです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議員からのご質問のとおり、24年度中の執行残等がございますので、補正等で計上しながら、計画的な執行ができるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

次に14ページであります。原水及び浄水費、第1節工事請負費ということですが、浄水施設更新工事ということでありまして、これは8,324万円ですか。大変多額な工事内容になってございます。この内容についていま一度説明を受けたいということと、この間、年度後期においても大変多額の工事が発生している、補正の中で。新年度はそういうことがないのかどうか。これはもう充分この1年間の浄水場、浄水関係の設備を見て計上したものかどうかの確認をしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、14ページの建設改良費、工事請負費の説明でございますけれども、主な工事の内容といたしましては、水質監視設備、pH計ですとか濁度計の更新工事、濃縮槽のかき寄せ機器の更新工事、それから、塩素の注入設備の更新工事、これは合計で4台でございます。それから、中央制御システムの保護設備の工事ということで、空調関係の工事を予定しております。

25年度の修繕等に対する考え方ということでございますけれども、24年度中は浄水場では凝集剤の注入装置、配水池への送水管のバルブ、落雷による機器の故障など、また配水関係では送水ポンプの修繕など、大小合わせまして約40件程度の修繕が発生してございます。修繕費の合計では、当初予算1,200万円に対しまして、補正により総額で2,000万円程度の修繕を行っております。

このような状況におきまして、平成25年度では塩素や凝集剤の貯留槽の清掃点検、それから、中央制御システムの機能点検等を行いまして、故障発生前に事前に対応できるような業務を計上していますほか、各機器類の制御盤等総合的な現況調査を行いまして、計画的な施設更新計画につなげていきたいということで考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解しました。

それと、ちょっと項目がわからないんですけども、先ほど説明の中で水道会計については新しい会計法に基づいて更新されるというようなご説明があったかと思えますけれども、具体的にそれはどういう作業になって、どうなるのか。

それと、今般の新年度予算については、各会計では概要書ということで、今課長が述べられたさまざまな骨子について、具体的な文言で資料として添付されておるわけでありましてけれども、水道会計は決算のときは細かいのが出ておりますけれども、当初予算についてはこれまではなかったというふうにも理解しておりますけれども、やはり町長の進めるわかりやすい町づくり、わかりやすい予算という中では、本水道会計におきましても、当然そうした添付書類、これは年度当初におきましても必要になってくるというふうを考えるわけでありましてけれども、その辺のことも含めまして説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 会計の見直しということですが、公営企業法の見直しに係りまして、先般説明させていただきましたが、公営企業法の改正ということで、資本制度の見直しですとか、地方公営企業会計基準の見直しがございます。26年度から会計のほうの見直しということで、貸借対照表上の整理の方法等に若干変更がございますので、それに伴う資産類の整理を行ったりするものと、あとは現実的には修繕等が多発しておりまして、そちらのほうに対応するために一部窓口の受付業務等について担っていただくために、臨時職員の対応をさせていただきたいと考えております。

また、概要書につきましてはご質問のとおり、今後整理、添付していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

26年度からということで、そうしますと、そうした会計移行に伴う費用というのはかかるんですか、かからないんですか。もしかかるとすれば、どこにどのようになっているのか、どういう作業が行われるのか、この中で、その説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 費用については、一部準備のほうが進んでおりまして、会計システムの見直しですとか、電算関係のところ、現行年度からそういったところに対応しているところがございます。この中には、現実的にはその準備のための臨時職員の経費というよ

うな中に含まれているかと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

10ページのこの一番上の段、物件費の中に臨時職員の給料が入っているんですか、ちょっと確認なんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの臨時職員は、この表の中では物件費のほうに計上してございます。社会保険料については人件費のほうに含まれるような計算になってございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと最後のほうが聞こえなかったんですけども、上のほうでは物件費で臨時職員が入っている。下のほうの11ページでは、賃金で臨時職員が入っている。この違いは何か。

それともう一点、労災と臨時職員の社会保険料はどこに紛れ込んでいるのか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 申しわけございません。

説明のほうがちよっと、10ページはこの職員の給与になりますので、全て人件費の計上となっております。

11ページの臨時職員については物件費に計上されておまして、この臨時職員に係る社会保険料等については職員共済費、上の欄になりますけれども、こちらのほうに計上されておまして、人件費の計上となっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 法定福利費ですか。

（佐藤建設環境課長「はい」と呼ぶ）

○9番（瀧口義雄君） そうすると、15ページですか、法定福利費ですね。これは正職員のやつで396万円になっていますよ。正職が、一般職が3名いるわけでしょう。10ページの219万円と11ページの176万円足すと316万円で、一般の臨時職員のやつが労災と社会保険料が入っていない。これは臨時職員2名雇うわけでしょうか。1名ですか。どこへ入っているのかな。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 15ページにつきましては、職員の給与費について整理してご

ございますので、こちらの表には臨時職員のこの共済費については計上してございません。

(瀧口議員「計上したやつではない……」と呼ぶ)

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) だから、臨時職員の労災と社会保険料はどこに入っているのかというのを聞きたいんですよ。この11ページでも10ページでもいいんですけども、どこの項目に臨時職員の労災と臨時職員の保険料が入っているのか。区分を言ってくれば結構ですよ。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 臨時職員の共済費については、11ページの3の法定福利費の中に含まれております。

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) 15ページを見ると、一般職の法定福利費が396万1,000円ですね。これが10ページの3番の法定福利費219万4,000円と11ページの176万7,000円を足すと、396万1,000円になって、これ職員のやつですよ。だから、臨時職員の労災と社会保険料が入っていないんですよ。じゃないですかという質問なんです。どこへ入っているんですか。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 暫時休憩します。

(午前 9時27分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 9時50分)

○議長(中村俊六郎君) 佐藤課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 貴重なお時間おとらせいたしまして申しわけございませんでした。

臨時職員の法定福利費ということで、改めて訂正の上ご説明させていただきたいと思います。

11ページになりますけれども、11ページの3、法定福利費176万7,000円、こちらの中に職員の共済費153万6,000円と臨時職員の共済費23万1,000円を計上してございます。

15ページの表につきましては、こちらのほうは給与費明細書ということで整理してございまして、職員の給与費と法定福利費を合算して計上してございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第28号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第29号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第29号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、予算概要の1ページをご覧いただきたいと思います。

本年度の予算編成について記載してございます。

本年度の予算編成にあたりましては、国の状況などを記載いたしました。所得の減少に伴う保険料収入の減や被保険者数の増加により、運営の厳しい状況が続いてございます。

1ページ下段から3ページまでが、歳入歳出の事項別の説明を記載してございます。

4ページをお開きください。

今回の予算編成につきましては、過去の傾向や県から示されました算出方法等から、必要最低限の歳出と、それに充てる財源といたしまして歳入を見込みました。予算総額は歳入歳出ともに12億9,024万7,000円でございます。24年度の当初予算と比較いたしまして9,790万3,000円

の増となっております。

平成24年度との比較では、歳入では療養給付費等交付金と前期高齢者交付金が増額となっておりますが、どちらも歳出の保険給付費の増加に伴うものでございます。歳出では、保険給付費が対前年度比で8.4%、6,839万6,000円の増となっております。保険給付費は年々増加傾向にございまして、平成25年度においても同様の状況が見られます。予算の構成比は、5ページのグラフのとおりでございます。

歳入で、国民健康保険税23.8%、国・県支出金27%、交付金39.2%、繰入繰越金10.1%となっており、交付金や税収の不足分を繰越金で補填してございます。

歳出は、保険給付費が全体の68.3%と、昨年ほぼ同様比率を占めてございます。

6ページは加入者や医療費の推移でございます。経済不況により、雇用の減少により社保から国保への移動による加入者や加入世帯が増加しております。

7ページは医療費の推移でございます。加入者の増加や高度医療により医療費が右肩上がりとなっております。

8ページに年齢別医療費給付状況のグラフを掲載してございますが、高齢者の方の1人当たりにかかる医療費が高いことがわかります。

9ページは拠出金や税率、課税状況の推移となっております。過去5年間の推移では、平成22年度に給付の増加により税率等の引き上げを行い、23年度に法改正に伴う賦課限度額の引き上げを行いました。

平成24年度につきましては、前年度繰越金により財源を確保することができましたので、据え置きとさせていただいたところでございます。

続きまして、新年度予算の内容につきましてご説明させていただきます。

平成25年度国民健康保険特別会計予算書の8ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者国民健康保険税、本年度予算額3億652万4,000円は、前年度と比較いたしまして788万7,000円の増でございます。保険税の見直しによる増額で、保険税の現年度課税分と滞納繰越分の明細は説明欄のとおりでございます。

9ページに移りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険税督促手数料、本年度予算額は昨年と同額の17万円でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、本年度予算額2億2,465万2,000円で、前年度と比較いたしまして56万8,000円の増でございます。1目療

養給付費等負担金は各保険者からの国庫負担金で、給付費の実績見込みにより多少の減額となっております。2目高額医療費共同事業負担金は、高額医療が増加傾向にあることから増額となっております。3目特定健康診査等負担金は、ほぼ前年同様の額を見込んでおります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金は、本年度予算額5,749万6,000円、前年度と比較いたしまして902万円の増でございます。1目財政調整交付金は療養給付費負担金と同様に、一般被保険者に係る医療費等に対し交付される補助金で、対象経費の9%が交付される普通調整交付金と、特別な費用がかかった場合や経営状況が顕著だった場合などに交付される特別調整交付金の合算となります。

10ページをご覧ください。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、本年度予算額4,326万5,000円は、前年度と比較いたしまして516万3,000円の増でございます。退職被保険者の保険給付費の増加が見込まれることから、交付金も増額となります。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度予算額3億2,337万5,000円、前年度と比較いたしまして4,145万8,000円の増でございます。交付金の精算と医療費の増加によるものでございます。

6款県支出金、1項県負担金、本年度予算額1,053万8,000円は、前年度と比較いたしまして261万2,000円の増でございます。1目高額医療費共同事業と2目特定健康診査等の負担金でございます。高度医療に伴う高額の医療費が増加傾向にございます。

6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、本年度予算額5,587万2,000円は、前年度と比較いたしまして496万3,000円の増でございます。一般被保険者の医療費に対しまして約9%が交付されるもので、前年度の医療費等の確定により増額となりました。

11ページに移りまして、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、本年度予算額1億3,759万5,000円は、前年度と比較いたしまして100万円の増でございます。1目高額医療費共同事業及び2目保険財政共同安定化事業に関する交付金で、いずれも高額な医療費が与える小規模保険者への影響を緩和するため、県内で実施している共同事業の交付金でございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,147万円は、前年度と比較いたしまして90万9,000円の減でございます。一般会計からの繰入金で、財政安定化支援事業繰入金と税の軽減区分を変更したことにより、保険基盤安定繰り入れ額が減額となる見込みでございます。8款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額1,600万円は、急激な保険税の負担を緩和するために繰り入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、本年度予算額4,227万9,000円は、前年度と比較いたしまして2,013万2,000円の増でございます。1目療養給付費交付金繰越金は、科目設定の1,000円です。2目その他繰越金は、前年度繰越金でございます。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金5万円は税の納入に関する延滞金でございます。10款諸収入、2項雑入、本年度予算額96万3,000円は、前年度と比較いたしまして4万円の減です。1目から4目の第三者行為の納付金及び医療費の返納金と、5目雑入は特定健康診査徴収金でございます。

13ページからは歳出となります。歳出についてご説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、本年度予算額1,328万5,000円、前年度と比較いたしまして225万1,000円の増です。職員と臨時職員各1名の人件費と国保事務に係る費用及び国保連合会に納付する負担金で、人件費と加入者増に伴う郵便料の増額となります。

14ページをご覧ください。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額83万6,000円、前年度と比較いたしまして7万7,000円の減でございます。国保税の賦課及び徴収事務費で、納付書等を昨年一括購入したことによりまして節減となりました。3項運営協議会費、1目運営協議会費は、国保運営委員の報酬として7万円でございます。年4回の会議を予定してございます。2款保険給付費、1項療養諸費、本年度予算額7億6,904万7,000円、前年度と比較いたしまして5,714万8,000円の増でございます。1目から4目の療養給付費及び療養費は、医療費が増加傾向にあるため、加入状況や24年度決算見込み、伸び率等から算出いたしました。5目診査支払手数料は、国保連に係る医療費の審査手数料でございます。

15ページに移りまして、2款保険給付費、2項高額療養費、本年度予算額1億581万8,000円、前年度と比較いたしまして1,250万9,000円の増でございます。1目から4目の高額療養費と高額介護合算療養費となりますが、高度な医療費の伸びによるものでございます。3項移送費、1目一般被保険者移送費と2目退職被保険者移送費は、前年度と同額の科目設定でございます。

16ページに移りまして、2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額504万3,000円は、出産見込みにより126万1,000円の減となりました。5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額75万円は対前年度と同額の15万円を見込みました。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金等は、本年度予算額1億6,593万6,000円、前年度と比較いたしまして782万3,000円の増でございます。後期高齢

者支援金及び事務費拠出金でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、本年度予算額10万3,000円、前年度と比較いたしまして8万8,000円の減でございます。1目前期高齢者納付金等、2目事務費拠出金となります。65歳以上の前期高齢者の医療費に係る拠出金でございます。

17ページに移りまして、5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、本年度予算額1万1,000円は前年度と同額を計上いたしました。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、本年度予算額7,561万3,000円、前年度と比較いたしまして268万3,000円の増でございます。介護保険の給付費の伸びなどから増加分を見込みました。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、本年度予算額1億3,759万6,000円、前年度と比較いたしまして1,716万2,000円の増でございます。1目から3目の高額医療費共同事業やその他共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。高額の医療費が小規模保険者に与える影響を緩和するための県内で実施している共同事業でございます。

18ページをお願いします。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、本年度予算額324万円は、利用者の増加が見込まれることから、前年度と比較いたしまして60万円の増でございます。短期人間ドック補助金として、実績見込みで108人分を計上いたしました。2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,013万7,000円、前年度と比較いたしまして104万9,000円の減でございます。特定健康診査及び保健指導に係る健康診査の委託料でございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、科目設定の1,000円でございます。

10款公債費、1項公債費、1目利子は、科目設定の1,000円です。

19ページに移りまして、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、本年度予算額75万8,000円、前年度と比較いたしまして20万2,000円の増でございます。保険税の還付金及び還付加算金と国庫負担金の精算による返還金でございます。

12款予備費、1項予備費は前年度と同額の200万円でございます。

21ページ以降は、保険事務職員1名分の給与明細でございます。手当などは町一般行政職と同様となっております。

以上、平成25年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,024万7,000円とさせていただきます。

なお、本年度予算につきましては、平成25年2月26日開催の第4回国保運営協議会においてご承認いただいておりますことをご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

国保会計当初予算ということですが、8ページ、歳入のほうでありますけれども、一般被保険者国民健康保険税ということですが、昨年度と比して増額の予算計上となっておりますが、保険証の発行状況について伺いたいというふうに思います。それから、この税の収納率関係も含めて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保険証につきましては、一般被保険者が3,553人、退職者が193人加入しておるわけでございます。この中で短期保険証が164世帯、8.9%、それから資格証が26世帯、1.4%でございます。うち、平成24年度に調査いたしましたところ居所不明が12名いらっしゃったという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 国民健康保険税の収納の状況ということでございますけれども、昨年度の決算のほうでは現年分が89.67%というような数字でございました。今年度におきましては、これとほぼ同様、若干上回るような収納の状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

保険証の発行状況については、資格証、それから居所不明というのは資格証も発行していないということよろしいわけですか。要するに滞留と申しましようか、預かりということですか、一般的には。わかりました。

そうすると、12名ですから38名ですか、合わせて。ということになると思いますけれども、資格証ですと、これはたしか診療を受けるときにその場で100%の医療費、診療費を払うということで、後の精算になるという手続であったというふうに思います。それと同時にこの収納率そのものが9割を切っていると。

それから、先ほどの説明の中で、他保険から国保への加入者、特にこの説明資料の概要書の中の5ページ、24年12月末現在ということですが、60歳未満の方がこれを見ます

と14、それから3ということで、これ60歳未満で20人ですか。この方々が他の保険から国保に入ってきたということによろしいのでしょうか、そういう考え方で。ですよ、ということだと思えますね。ということは、やはり社会保険、共済保険等あるわけでしょうけれども、そういう方々がそういう保険から国保に移行されたということで、これは一般会計の当初予算の中でも引き続き町民の収入、マイナス7ポイントというたしか説明があったかと思えますけれども、大変厳しい状況であるということだと思えますね。

それから、収納率については9割ぐらいプラスを見込んでいるということなんですけれども、国全体では今景気が若干回復されているというような報道もあるようでありまして、町民におかれましては、ガソリン、それから特に灯油、そして野菜などもこの間非常に高値ということで、非常に厳しい状況が続いているというふうに思えますね。

そういう中で、この本会計をどうしていくのか。今般のこの当初予算の提案では、最終的には税の確定、6月末ぐらいですかね。最終的には7月ぐらいが御宿町では一般的だというふうに思えますけれども、その確定をもって、要するに確定申告における税の確定をもって国保の税率といいたいでしょうか、最終的な判断があるというふうに思えますけれども。この当初予算の中で、財政調整基金からの繰り入れということで、これは11ページですか。1,600万円繰り入れをして、とりあえず当初予算の均衡を図っているというふうに思うわけでありまして、これで足りるのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに非常に厳しい状況が続いておりますが、国民皆保険という制度の趣旨というものはやはり守っていかなければいけないだろうなというふうには考えておるところでございます。

25年度に1,600万円を見込んでございまして、一応基金残高が5,562万円ということで、今のところ予定してございます。繰越金によって多少前後するかもしれませんが、ただ、これに対しまして、先ほどから医療費のお話をさせていただいておりますが、23年度から見ていきますと、1カ月の平均の医療費というのが23年度6,514万7,000円というぐらいになってございます。24年度見込みですと6,877万円ということで、高齢化とともに、また高度医療という関係からやはり医療費がどうしても上がってきてしまっている状況の中で、今の段階ですと、繰越金残高が25年度当初で5,500万円になりますと、1カ月分にも満たない状況というところはございまして、非常に心もとないところがございます。

議員がご指摘のように、これから確定申告等を受けまして、今後の税込、税の確定によりま

して今後の保険料というものはまた検討させていただくことになっていくと思いますが、やはり何らかの負担はいただかざるを得ないかなという状況にはございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

大変厳しい運営状況であるということはわかりました。

それで、税率が、概要書の中の9ページに税率の推移ということで載っておるわけですが、近年、22年度から税率の変更はないという流れかと思えます。その中で、この税率の中で、じゃどの程度の負担になっているのかと、見込むのかということで、幾つかのモデルケースで試算がされておれば、その負担内容をお示しいただきたいと思えます。

それから、あわせて財政基金でありますけれども、たしかこれは2年前に3,000万円を一般会計から繰り入れて、これは将来的な町民負担を軽減するというので、町長からそういう発言がありまして繰り入れをいただいたというふうに思うわけであります。

それで、今般1,600万円ということで、まだ基金のほうも五千五百何がしということで運用もあるようでございます。それも踏まえまして、今後どう運用していくのかということでモデルケースを、数字があれば説明いただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 現在の税率の中でのモデルケースということで幾つかお話をさせていただきます。

まず、大人2人の世帯で所得がゼロ、固定資産税が3万円、こちらの世帯につきましては7割軽減世帯ということになりますけれども、こちらについての国民健康保険税の額は4万3,900円ということです。こちらの世帯は、年金収入の場合には70万円以下、それから給与収入の場合には65万円以下というような収入の構成が想定されるということでございます。

それからもう一つ、大人2人で所得が100万円、固定資産税が3万円、こちらについては2割軽減の世帯ということになります。こちらの国保税の額は16万6,200円ということで、収入のほうで申し上げますと、年金収入の場合には183万円、給与収入の場合には168万円程度の収入の世帯ということでございます。

次に、大人2人、子供2人、所得が200万円、固定資産税6万円、こちらについては軽減がないという世帯になります。こちらの保険税額につきましては35万6,200円というような額でございます。給与収入の場合には312万円の収入、また、パート収入等ある場合にはプラスがあって377万円程度の収入の世帯であろうということでございます。

次に、65歳以上の方、大人2人の所得が50万円、固定資産税3万円の世帯につきましては5割軽減の世帯ということになりまして、税額のほうは6万5,700円ということでございます。こちらについては介護分がないということで、ほかと比べるとその分税率が低くなっておるところでございます。年金の収入であれば170万円という収入の世帯ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

大人2人、子供2人ということですね。やっぱり子育て世代が収入もあるわけですがけれども、逆に言うと、非常に大きな負担になっているというのがわかるというふうに思いました。

その中で、御宿町については、一般会計で中学生までの医療費の補助ですとかさまざまな手当を行っていただいているわけでありましてけれども、こういう状況を鑑みて、町長、引き続き、この国保会計ですよ。町民に優しい町づくりを進める中で引き続き縮減、国保会計の縮減、負担軽減、少なくとも増については配慮いただきたいというふうに思うんですけれども、町長のこれについての考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 今、課長から説明がありましたように、確定申告の状況を見まして、石井議員のご意見といたしますか、ご指摘を踏まえて極力いろいろ研究し、検討していきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

では次に移ります。

同じく歳入のほうであります、9ページ、出産育児一時金補助金ということで、これを見ますと、昨年度は1万円ですか、10ですから単位1,000円ですから1万円ですね。当初予算におきますとこれがゼロということでありましてけれども、これは国のほうは、今出生率そのものが社会問題化しているというふうに思うわけでありましてけれども、これはほかのほうに入ってくるのでしょうか。国のほうは、これについてはどういうふうになっておるのでしょうか。それについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） これにつきましては、一般会計からの繰越金で3分の2入ってくるという制度です。交付金等でまた一般会計のほうには補填されるんじゃないかなとは思いますが、国保会計のほうでは制度上、国から直で入る形がなくなりまして、一般会計から一

且繰り入れるという、3分の2を繰り入れるという形に変わっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そうしますと、それは見かけ上どこに本会計では入ってくるわけですか。今言った他会計からの、一般会計からの繰り入れに変更になった、方式が変わったという説明ですよね、この1万円の部分が。それは具体的にどこに入ってくるわけですか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今のところ、特に出産の該当者が見込めないことから、歳入は見込んでございませんが、歳出のほうでは、見落としがあるといけないので見込んでおります。繰入金があった場合に、実際に支出があつて繰入金で3分の2あった場合に、改めて補正予算で繰り入れるという形をとります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） この間、いろんなものが特別会計から一般会計ということで、国のほうは移行しているのが多いわけですが、そうすると全体的な交付税を含めた国からの交付金、補助金等が増えていけばいいわけですが、今般は若干増えているという説明もありましたけれども、一般的には減じているという中で、そうするとそういうものは埋没されて、具体的には今般の1万円というのは明確に、一般的にはひもつきということで本会計に繰り入れられるということの保証というのは、1万円が1万円というふうになるわけですか、それは。それについて再度確認したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 基本的には共同事業等の枠の中で取り扱われるわけですので、今後そういった交付金の中で入ってくるというふうには考えております。一般会計のほうの考え方の中で、全体的な交付金の中での特別交付金かあるいは普通調整交付金か、そういう中では入ってくるんじゃないかなと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第29号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第3、議案第30号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第30号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきます。

初めに、予算概要書の1ページをお願いいたします。

上段の予算骨子の欄では、医療制度の仕組みについて記載してございます。県内の市町村で設立いたしました千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となりまして運営を行います。市町村での取り扱いは、保険料の徴収と窓口業務となります。

下段から2ページにかけまして、予算の概要について記載いたしました。

2ページの歳入の保険料につきましては、前年度比2.3%増の9,205万5,000円が新年度の保険料賦課見込み額として、後期高齢者医療広域連合より提示されております。歳出につきましては、システム稼働から5年が経過いたしまして、保守にふぐあいが生じるおそれがあることから、新保険料のシステムに移行するため設置及び管理委託費が増額してございます。

3ページには、保険料の軽減に係る措置を説明しております。

2の保険料につきましては、均等割は前年度同様の3万7,400円、所得割も前年度同額の7.29%となっております。

4ページをご覧いただきたいと思います。前年度との予算の比較表となります。

平成25年度予算は、保険料と徴収事務の経費で1億2,377万7,000円となりました。システム改修費用及び加入者の増加により772万3,000円、対前年度と比較いたしまして6.7%の増額となっております。

続きまして、新年度予算の内容についてご説明いたします。平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算書の6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額9,205万5,000円、前年度と比較いたしまして210万1,000円の増でございます。加入者が納付する保険料で、右肩上がりに増えてございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、本年度予算額3,121万5,000円は、前年度と比較いたしまして562万2,000円の増でございます。1目事務費繰入金は、委託料及び郵便料や消耗品でございます。2目保険基盤安定繰入金は4分の3が県から一般会計に補填されるものでございます。

3款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、前年度と同額の1,000円は科目設定でございます。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金と2目還付加算金は、前年度と同額の50万1,000円でございます。3項雑入1,000円は科目設定でございます。

7ページに移りまして、4款使用料及び手数料、1項手数料、2目保険料督促手数料は3,000円でございます。1件当たりの督促手数料は1,000円となります。

5款繰越金1,000円は、科目設定でございます。

8ページをお願いいたします。歳出について説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額555万6,000円、前年度と比較いたしまして487万4,000円の増額は、主に後期高齢者医療システム更新事業に伴う委託料の増額によるものでございます。2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額31万7,000円、前年度と比較いたしまして9万7,000円の増でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億1,740万2,000円、前年度と比較いたしまして275万2,000円の増でございます。被保険者1,750名分の保険料でございます。被保険者数が対前年度0.8%増によるものでございます。

9ページに移りまして、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額50万円は、歳入同様、前年度と同額を見込みました。2目還付加算金1,000円は、科目設定でございます。同じく2項諸支出金、2目一般会計繰出金1,000円は科目設定でございます。

以上、平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,377万7,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

後期高齢者医療特別会計当初予算についてであります。これは概要書でも運営上さまざまな問題点が多いとみずから指摘しておりますが、これについては、政府当局は廃止という方向でこの間来ていたというふうに思うわけでありまして、これは今どのような状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、保険料であります。たしかこれは普通徴収においてが町の事務だというふうに思うんですけれども、いわゆる収納を含めた、先ほども聞きましたけれども、保険証の発行状況。特に後期高齢者医療について、これは納付がないと、介護保険とほかの税の負担が100%になってしまうということであったというふうに思います。他会計の制度が受けられないというようなシステムであったかというふうに理解しておりますけれども、その辺のことも含めまして、現在の運用状況、また新年度の運用について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、制度のお話でございますが、先般、新聞等でもご存知かもしれませんけれども、通常国会で安倍総理が真っ向から反対しまして、現行制度は維持する方向を明言したというような新聞報道もいただいております。また、これに対しまして、地方3団体、いわゆる全国知事会、市長会、町村会から医療制度の維持をというような新聞報道とございますか、情報はございます。ただ、具体的にそれをどうしていくのかということになりますと、国の制度でございますので、国がその制度の指針を出しているわけでございますので、今のところこれに基づいた具体的な話というのは私どものところまでには来てございません。ただ、そういった情報だけの判断によって、今後どうしたらよろしいのかなということがございます。

それから、特別徴収との関係でございますけれども、現在特別徴収が1,400人、普通徴収が200人という形となっているところでございます。基本的には普通徴収の方たちというのは、主に年齢到達したときに、すぐに年金からの徴収ができませんので、その辺が普通徴収になっているということでございまして、滞納金については22年度以降、23年ゼロ人、本年度もゼロという形で進んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第30号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩します。

(午前10時31分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第4、議案第31号 平成25年度御宿町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第31号 平成25年度御宿町介護保険特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、予算概要書の1ページをお願いいたします。

予算編成の状況でございますが、介護保険制度も13年が経過いたしまして、第5期介護保険事業計画に基づきます高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、地域包括ケアシステムの構築を目途に事業を進めてまいります。予算策定におきましては、介護給付費及び認定者数の実績推移をもとに、人口推計、サービスの利用等を勘案し、保険給付費を見込みました。介護サ

サービスの利用につきましては、高齢化が進み、認定を受けた方のうち実際にサービスを利用している方が89.6%と、前年度と比較いたしまして15.6%の増となっております。

予算規模及び内容につきましては、1ページ下段から5ページにかけて記載させていただいております。また、6ページから7ページにかけましては、前年度との歳入歳出に係る比較を表にしております。

新年度の予算編成に当たる基礎的数値につきましては、8ページの資料3から10ページの資料7の数値を案分いたしまして、見込み数値を算定しております。

サービス受給者の数の状況は、居宅介護314名、施設介護110名です。サービス費用は、下段の資料7の表となっております。居宅介護費は4億4,102万円、施設介護費も3億4,713万円を超える状況となっており、給付費については右肩上がりに増える傾向にございます。

11ページは段階的介護保険料の推移を表にしております。

続きまして、新年度の予算概要につきましてご説明させていただきたいと思っております。

平成25年度御宿町介護保険特別会計予算書の8ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億6,064万7,000円、前年度と比較いたしまして448万6,000円の減です。65歳以上の方の保険料で、保険給付費への充当財源となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険督促手数料は、前年度と同額の8,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金、本年度予算額1億3,501万6,000円は、前年度と比較いたしまして127万4,000円の増でございます。保険給付費に対する法定負担分で、施設サービスが15%、施設サービス以外が20%でございます。

8ページから9ページにかかる2項国庫補助金、1目財政調整交付金及び2目地域支援事業交付金、介護予防事業、3目地域支援事業交付金包括的支援事業、本年度予算額4,445万円は、前年度と比較いたしまして85万7,000円の減でございます。介護予防や包括センターなどの事業に対する国からの法定交付金でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金及び2目地域支援事業支援交付金、本年度予算額2億3,175万2,000円は、前年度と比較いたしまして74万8,000円の増でございます。国の交付金に伴い、第2号被保険者と言われる40歳から64歳までの方の保険料で、診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金、1 項県交付金、1 目介護給付費等負担金、本年度予算額 1 億 2,297 万 4,000 円、前年度と比較いたしまして 99 万 2,000 円の増でございます。保険給付費に対する法定負担分で、施設サービスが 17.5%、施設サービス以外が 12.5%でございます。5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金、介護予防事業等、10 ページの 2 目地域支援事業交付金、包括的支援事業等、本年度予算額 237 万 9,000 円は、前年度と比較いたしまして 60 万 3,000 円の減でございます。介護予防包括支援事業に対する県の交付金でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費等繰入金、2 目地域支援事業繰入金、介護予防事業、3 目地域支援事業繰入金、包括的支援事業、4 目その他一般会計繰入金、本年度予算額 1 億 3,019 万円は、前年度と比較いたしまして 124 万 5,000 円の増でございます。町一般会計からの保険給付費に対する法定負担分でございます。介護給付費及び介護予防は 12.5%、包括的支援事業は 19.75%でございます。その他一般会計繰入金は、介護保険事業を行うための職員人件費や一般事務費でございます。2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金、本年度予算額 900 万円は、前年度と比較しまして 496 万 7,000 円の増でございます。歳出調整による基金間の繰り入れとなります。

11 ページに移りまして、7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度繰越金として 36 万円でございます。

8 款諸収入、1 項雑入は科目設定で、それぞれ 1,000 円でございます。2 項受託事業収入、1 目認定調査等受託事業収入は、認定調査等を受託した場合の事業収入として、前年度と同額の 1 万 2,000 円を計上いたしました。3 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金は、科目設定の 1,000 円でございます。

12 ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 1,821 万 5,000 円、前年度と比較いたしまして 96 万 2,000 円の増でございます。事務担当者 2 名分の人件費によるものでございます。需用費などの一般事務費は昨年とほぼ同額でございます。

13 ページにかかる 2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度予算額 81 万 9,000 円、前年度と比較いたしまして 11 万円の減でございます。保険料の賦課業務に係る印刷代や郵便料でございます。3 項介護認定調査会費、1 目認定調査等費、2 目介護認定審査会共同設置事業負担金、本年度予算額 937 万 1,000 円、前年度と比較いたしまして 12 万 3,000 円の増でございます。介護認定に係る医師の意見書の手数料や、広域市町村圏事務組合で行っている認定審査会の負担金でございます。4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 4 万 2,000 円は、前年度と比較し 1 万 1,000 円の増で

ございます。パンフレット等普及に関する費用でございます。

14ページをお願いします。

国保運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額6万円は前年度同額でございます。本年度は計画策定の年度ではないことから、会議を2回予定しております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費、本年度予算額7億4,725万円は、前年度と比較いたしまして611万7,000円の増でございます。第5期介護保険事業計画策定において、過去3年間の介護給付費及び認定者数の推移をもとに、人口推計、サービス利用量などから保険給付費を見込みました。2項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額66万円は、前年度と比較いたしまして1万2,000円の増でございます。給付に関する支払い事務を国保連合が代行しております。

15ページに移りまして、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、本年度予算額1,460万7,000円は、前年度と比較いたしまして223万5,000円の増でございます。一定の介護サービス金額を超えた方への補助でございます。4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額255万円は、前年度と比較いたしまして7万円の増でございます。医療保険と介護保険の自己負担が一定額を超えた場合に利用者に還付する費用でございます。5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、本年度予算額2,874万9,000円は、前年度と比較いたしまして146万4,000円の減です。低所得者に対して、食費や住居費の一部を補助するものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費、本年度予算額533万3,000円は、前年度と比較いたしまして439万円の減でございます。事業の見直しを図り、認知対策として脳トレ事業を実施します。

16ページに移りまして、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費、本年度予算額867万4,000円は、前年度と比較いたしまして28万5,000円の減でございます。介護予防のための専門職によるケアプランの作成や総合支援、権利擁護、また任意事業としては在宅介護用品の支給を行います。

17ページに移りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金及び2目第1号被保険者還付加算金、本年度予算額36万1,000円は前年度と比較いたしまして6万3,000円の増でございます。死亡、転出者などの保険料の還付金でございます。

6款予備費、1項予備費、1目予備費は前年度同様の10万円といたしました。

18ページ以降は介護保険担当職員3名分の給与明細です。手当などは町一般行政職と同様と

なっております。

以上、平成25年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億3,679万1,000円とさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

介護保険特別会計、新年度予算案ということですが、御宿町は高齢者率では県内トップということになっていて伺っているところでございます。また、先般の総合計画等におきましても、これから率が高まっていくというような推計が出ておったかと思えます。

その中で、いわゆる地域の見守り力ですよね。そうしたものが今後試されるというふうに思うわけでありまして、資料によりますと、概要書の10ページの中にサービス受給者数の状況ということで、要支援1から要支援5、それから施設サービス、居宅施設介護サービス等の状況が年度ごとに示されているわけですが、この中では、この間利用者が前年度対比でプラス15.6ということによって89.6%ですか。ただいまの説明でもあったというふうに理解しておりますけれども、現在の施設の介護サービス、施設の待機状況についてどうなっているのか。それから、この15.6%に増えた理由、あわせて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、増えた状況でございますけれども、今まで居宅介護の要支援という方たちが、この表を見ておわかりのように大分増えています。高齢化に伴いまして、今まで介護ぎりぎりのところだった人たちがだんだん増えてきているという状況でございます。実際の介護度の高い方たちというのはそれほど、亡くなる方もいらっしゃいますので大きな変化というのは見られませんが、要支援、これからちょうど介護保険を必要とする65歳ぐらいの方たちが非常に増えてきているという状況でございます。

それから、特養の待機者の方につきましては今69名でございますが、医療関係のほうにも既にいらっしゃる方が、今後特養のほうに入りたいという方が69名中24名です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 待機者の変化、それについてもう一度ちょっと前年度と比べてどうなのか。利用者が増えたということと、ちょっと説明がよくわからなかったんですけれども、15.6%増えたということの中で、いわゆる待機者が減ったのか減らないのかということも一つ

の論点にはなるんですね。その辺も含めてもう一度説明いただけますか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 失礼いたしました。

待機者のほうは、24年度が63名ですので6名ぐらい増えているということでございますが、それと実際にサービスの施設利用ということには、直接関係はございません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この介護給付を受ける給付費ですよ。その関係が8ページに給付状況というものが載っておるわけでありまして、例えば施設に入りましても、やはり月々10万円を超えていくという中では、最低年金の中ではなかなか厳しい状況があるというふうに伺っております。そしてまた、居宅介護におきましても、高齢の中で老老介護でありますとか認認介護とかという言葉が生まれているというのが実態だろうというふうに思います。

その中で、具体的な質問に入りますけれども、この説明の中では地域包括ケアシステム、トータルのサービスをするんだよというふうに計画にうたわれておるわけでありまして、ではその中で、これは16ページでありますか、包括的支援事業・任意事業ということで、この辺が具体的に自治体の中でとれる施策なのかなというふうにも思うわけでありまして、これが前年度として28万5,000円ですか。額として下がっているということで、サービスと額というのは直接結びつかないんだよというお話もあるかもわかりませんが、そうはいつでも予算は予算でございますので、これから高齢化率が高まっていく。それから、地域においては地域の見守り力。やっぱり一緒に高齢化になっていく中で、過去であれば地域の人たちが、今日例えば洗濯物が干してあったとか、窓があいていたとか含めまして、今日、おはようございます、こんにちは含めて、元気でよかったねというようなことがあったんですけれども、これが今、それそのものが高齢化の中で、それから地域そのものも、例えば倅さんのところに居を移すとかということも増えまして、空き家も増えてくる中で、そうした地域の見守り力というのは、私は相当下がっているのが実態だというふうに思うんですね。

そういう現状の中で、この地域支援事業をどう進めていくのかというのは、私は大事であろうというふうに思いますので、額が減ったことと、では具体的にサービスの中身、事業の中身はどうなっていくのかについて改めて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 地域力というのがうたい文句という形ではございますけれど

も、非常になかなか地域力自体も厳しい状況にあるという、お話のとおりでございまして、第6期計画におきまして、介護計画におきましては、地域包括ケアということで、総合的な形で高齢者あるいはひとり暮らし高齢者を見守っていきこうという体制をつくっていきこうというのが、第3期の介護保険事業計画から脈々と来ているわけでございます。内容は今議員がおっしゃったとおりでございまして、介護が必要になっても可能な限り住みなれた地域で生活ができるよというために5つの柱を用意してございまして、1つは介護保険サービス、いわゆる介護予防とか訪問介護、2つ目は、生活支援ということで配食サービスとか買い物、3つ目は医療サービスとしてかかりつけ医、4つ目は、福祉権利擁護として後見人、5つ目は、住まいとして高齢者のため、あるいは障害者のための施設改修サービスといたしますか、そういったものも実施しているわけでございます。

こういった在宅ケアの中で地域にということでございますけれども、では実際に地域力が下がったらそういったものの実施がなかなか難しいのではないかとということで、かつ、年金等受給額が下がっている中で包括的なものができるのかということでございますが、今回、計画の基本構想の中でも申し上げてございまして、いわゆる高齢者事業につきましては、介護予防対策として、基本的に今までの健康教室を中心とした生きがいつくりの作業を実施してございました。その1つが元氣いきいき教室と申しまして、それぞれの体調に見合った形で健康管理をしていただくということと、その他脳トレ教室といたしまして、認知症予防の教室を開いてございました。元氣いきいき教室につきましては、鶴亀教室もございまして、また3カ月という長い期間でございますので、なかなかそれに受講者がついていけないという状況がございまして、今後はこの辺を改善いたしまして、まず認知症対策として、地域のほうに出向いていきまして講師を依頼し、もっと幅広く老人クラブを対象とした活動をしていきこうということに変えました。実際の3カ月の教室という期間と、それから各地区に講師を依頼して実施する事業の差額が減額になっているという状況でございます。

また、見守り体制というお話もいただいておりますが、町のほうの新年度予算でも計上してございまして、緊急通報装置というものを新しく今年度から、新しい方式の装置をつけてございまして、やはりこういった装置の活用によりまして見守りをしていくということでございます。ただ、行政には限りがございますので、やはり地域力、福祉力の向上というのは考えていかなければいけないだろうと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番です。

これまでの社協における事業から出前ですか。要するに地域に出向いて行く、教室に変えていくということではありますが、そうしますと当然これまで参加できない方々も参加できる状況が生まれてくるというふうに思うんですけども、新年度ではそれほどの程度、参加者増ですね。制度、サービスの内容を変えることによって、参加者を当然増やすために行うというふうに思いますので、それほどの程度と見込んでおるのかということ。

それから、ではこのページの中でもう一つお伺いしたいのは、扶助費の中で紙おむつ等給付ということになっておりますが、これは先般から、要するにごみ袋制をとってからずっとこの問題については、少なくとも町から支給している部分について、この紙おむつについては減らすことが個人の方ではできないというふうに思いますので、これについての対応を求めているわけでありまして、ここも含めまして答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず教室のほうからでございますけれども、3カ月期間の教室につきましては、対象者20名で実施しておりました。今度地区に老人クラブを対象ということになりますと、各単教が、会員が約二、三十名通常集まりますので、それプラス区のほうにもご連絡したいというふうに考えております。とらぬタヌキの皮算用ですが、なるべく多くの方に来ていただいて、認知症対策あるいは徘徊等の対策というものも何らかの形で、皆さんが一体となった形で対処できればということですので、初回でございますので、その状況によりまして、今後の対策というのをさらに考えていきたいとは考えております。

それから、紙おむつでございますけれども、在宅の介護度4、5の方たちで、今対象者が40名ほどいらっしゃるんですが、月に5,000円を上限に補助しているわけですが、実際に非常にごみの問題というものと、その福祉の対応というところでは非常に苦慮しているところがございます。今後、近隣の状況等もまた勘案しながら、広域規模での対応という部分もあると思われまして、近隣の制度上の考え方も少し整理しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

地域の出前の教室ということではありますが、これは当然ながら、福祉にとどまらず、いわゆる生活一般、同じ開くわけですので、多分やっただいては思うんですけども、例えばおれおれ詐欺、こうしたものも含めまして、せっかく集まっていたくわけですので、その中でいろいろな生活の状況、安全も含めまして、それからもう一つは大きな課題にな

っているのは災害ですよね。防災を含めまして、そういう町の全体を取り巻く中できちんと説明できる状況があると思いますので、そういう対応を求めたいと思います。

それから紙おむつでありますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、老老介護、認認介護という言葉が生まれたとおり、大変厳しい生活の中で暮らしているのが実態だろうと思いますので、その中に町の制度変更に伴う負担増というふうになると思いますので、これは前から言っていますけれども、これはだから、福祉でそれを行うのか、それともごみのほうで行うのか、それはまたいろいろあると思うんですよ。その辺も含めまして、例えばこれは一般会計で行うのかも含めましてあると思いますので、これはやはり町長は高齢者に優しい町づくり目指しているわけですので、これはどこかで調整していただきたい、対応をとっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） ご指摘の点についてはよく調整して検討していきます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 失礼しました。

地域連携という中では、おれおれ詐欺とか災害対策、こういったものは当然重要なことになると思いますので、そういったものもメニューに含めて考えていきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第31号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時28分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第32号 平成25年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。

本案につきましては、11日に企画財政課長より議案の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） それでは、ちょっと質問させていただきます。

予算書もあって、その補助的な説明で一般会計予算概要というのがございますので、私はそちらのほうを見ながら質問したいと思います。

今回の予算、30億円という住民にとっては多大な額だと思います。しかしながら、御宿町は高齢化が全県下トップだということ、いいことなのか悪いことなのかよくわからないというところがありますけれども、今回の予算編成にあたりまして、自主財源が3.5%ですから1億何がしの自主財源、あとは事務的経費で、約25億円が事務的経費として使われなければならない、そんな逼迫な予算だと、財政当局も大変だったろうと、これを見て思います。素晴らしいながらも、やっぱり10カ年計画がたつ中で「にぎわいのある、夢のある御宿」ということがキャッチフレーズで出されました。それをこの10カ年で堅持していただきたいと、そんな思いです。

税金の収入の部から質問させていただきます。まず、町税の関係です。町税の滞納額があると。一体滞納が何件あって、滞納額は幾らなのか。昨年度の滞納額に対する回収額、これは固定資産税にも言われます、軽自動車税も言われますので、その辺をまとめて説明願います。

とりあえずその3点について、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 滞納の額ということでございますが、町税全体で23年度の決算として9,823万円という額でございます。

徴収のほうにつきましては、昨年度の徴収の率と比較いたしまして、滞納分について申し上げますと、若干昨年度を下回るような厳しい収納率ということでございます。2月末現在で、例えば個人住民税ですと調定額の21%、固定資産税で申し上げますと10.8%というふうな状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 今私が質問したのは、町税が何件あって滞納額、またそれに対する回収額、それをそれぞれ固定資産税と軽自動車税も出してもらいたいということを質問したわけなんですけれども、ちょっと答えになってないですけれども、それは今すぐ答えられなかったら、後からよろしく願います。時間があれなものですから。

引き続き次の質問をさせていただきます。

固定資産税のことです。一般質問でも私もちょっと質問した中と関連しますので、強いて教えてもらいたいんです。御宿町には朽ち果てた空き家の家屋が、今もすぐに風で飛びそうな、またいつでも地震があつたら崩れそうな家屋があるというご報告を受けました。この固定資産税について私は質問します。

まず、土地については、これは私の雑駁な勉強で失礼なんですけれども、小規模住宅用地というのは200平米までを言うそうですけれども、それについては評価額が6分の1、いわゆる課税標準額は評価額の6分の1であると。また、一般住宅、いわゆる土地の面積が200平米以上については、課税標準額は評価額の3分の1である、土地についてはですね。

また、建物につきましては、これは聞いた話だけでマル秘情報みたいですからいつも尋ねるんですけれども、固定資産税は評価額の20%はずっと、朽ち果てても何しても20%は税金をもらうんだよということを私は聞いています。

これについて、間違いであればもう一度説明してもらいたいんですけれどもよろしいですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 土地の軽減措置、住宅用地の軽減措置については、今議員さんがおっしゃられたとおりということでございますので、120まで6分の1、それを超える部分については3分の1ということでございます。

それから、家屋のほうの固定資産税につきましては、新築された年度から一定の割合で、経年減点補正率という数値を用いまして課税標準額を落としてはいきます。それを、例えば20年とか25年とかいうような形で順に落としてまいりますので、それを落とし終わった分については、家屋として住めるような状況でという考え方の中では固定資産税は残るということでござ

います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 今の私の質問は200平米までと言ったのに、120平米と今おっしゃいましたね。それは私の間違いですか、じゃ。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 120平米までが6分の1ということで——失礼しました。200平米以下が6分の1ということでございまして、それを超える部分が3分の1です。失礼しました。申しわけございません。

○5番（土井茂夫君） 建物の固定資産税については耐用年数があるんだけど、残存価格として20%はずっと堅持されると。それ以降はずっと20%は残るということでよろしいんですか。もうそこでゼロになってしまうのか、私は20%はずっと耐用年数を過ぎても、建物が建っている限り20%は固定資産税はかけるんだよということを私は聞いていますけれども、その辺についてはどうでしょうか、はっきり。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） すみません。先ほど申し上げたとおり、当初から一定の率で割り落としていきますが、それを建物の構造等によって20年とか25年とか落とし終わった後、残った部分については建物として住めるような状況であれば税はそのまま継続して残るということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） じゃ、建物が住めるようであれば20%の残存価格があると。建物が住めない状態であればゼロということでもよろしいんですね。この辺をはっきりしないと、ちょっと私の最終的な質問にならないから。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 住宅が住める要件という中では、外気と遮断されているとか、そういった建物の要件というものがあると思いますけれども、これが明らかに満たされていないようなものについては、所有者の方とのお話し合い等も踏まえて判断させていただくということになります。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そうしますと、御宿町には屋根から崩れて、もう下に陥没していて、今にも通行者にも危ない、隣接者も危ない、そういう危険な状態の建物が現実にございます。

いろいろと方策を練っているということで聞き及びましたけれども、そうしますと、そういう建物はいわゆる建物要件がないから、建物については固定資産税ゼロだよと理解してよろしいんですね。そうしますと、土地に対する課税は、もう更地と同じような条件で課税しているということによろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） その敷地内、まず建物が明らかにそういう要件を満たしていないという中で判断した場合については、建物の税金というはなくなりますけれども、あとは残った土地について、その建物のみであればその辺の軽減措置はなくなるということです。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そうしますと、じゃ、そういう建物については土地の更地と同じと。先ほど話した土地の更地の状態で、いわゆる専用住宅でないということで課税しているという理解でよろしいわけですね。

（大竹税務住民課長「はい」と呼ぶ）

○5番（土井茂夫君） では、続きまして、そういう意味でわかりました。

そうしますと、今度は建物が建っていてまだ使えるよと。でも、もう屋根が飛んだり、中はまだ補修すれば使えるんだけども放置されていて、周りが風で飛んで付近の方に迷惑をかけるような建物、これも明らかにかなり、私も何カ所か見てきましたけれども、もう朽ち果てるのが目の前だなと。住宅については25年とか30年とかの耐用年数があるよと、見るからにそういうのを過ぎているな。でも屋根は落ちていない、周りは、外壁は分段できている。しかし、周りの材料はもう朽ち果てていつ倒れるかわからない。こういう建物は、そういうことという税金は、残存価格があるから20%は取っているということでもいいんですね。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） そういった個人の財産という部分ございますので、それはその建物ごとに判断させていただくということになるかと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そうしますと、残存価格が20%、それで先ほど私が言いました200平米までは6分の1、200平米を超えたら3分の1の評価。それを比較した上で、どちらが税金として納めなければいけないケースでしょうか。それは個々に判断しなければわからないのか、例えば200平米以内であれば、簡単に言えば200平米以内でも30年以上たって朽ち果ててどうしようもない、だけれども20%の評価額はあると。そうしたときは、更地の状態と、じゃ専用住

宅は建てないんですね。更地の状態と建物が今建っている状態では、どちらが固定資産税が高いんですか。200平米だとわかるんじゃないですか、大体。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 具体的には少し難しいご質問というふうに感じますけれども、家屋について評価に際しまして、課税標準額という額を用いますけれども、こちらが20万円に満たない家屋については結果的に税金がかからないというような制度となっておりまして、そこでもし家屋のほうが、免税点以下という家屋であるということであれば、家屋分の課税はないということになります。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 20万円以下の評価であれば、もうそれは建物としてみなさないと、固定資産税の対象物件ではないということですね。

これを結局、悪用するというか、建物が建っていて残存価格払ってれば、いわゆる専用住宅だから、これを200平米6分の1、200平米から3分の1の適用によって固定資産税が安くなるケースがあるんですよ。だから、この朽ち果てた建物を壊さないというような計算高い方がいらっしゃるんです。これはやっぱり、行政が比較して取り壊すような方策を、固定資産税は町税ですから、地方税だから当然町単独でできるという要素があるので、その辺を総合的に対策を立てていく必要があるんじゃないかなと思います。

町長、どうかそういうことも含めて検討していただきたいと思います。困っている方がいっぱいいらっしゃいます。そういう災害が起きないようにひとつ総合的に対策を練って行って、今はたまたま税金の問題ですけれども、それも含めて考えていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先般の一般質問でもいただきましたが、廃屋の問題ですね。本当に町民の皆さんからも声を聞いておりますので。今度近々、国土交通省との協議に入る中で廃屋の排除、除去について項目がありますので、その辺はよく研究して、国のそういった助成事業を活用できるのであればぜひ活用していきたい。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 町長、よろしくお願いします。

引き続きまして、地方譲与税の中の、これは自動車取得税交付金もあるんですけれども、この文面の中に道路台帳に記載された道路の延長及び面積を基礎に案分されますという、算定方法についてこのように書いてあります。つまり、これは道路認定されている道路、私はそのよ

うに理解していますけれども、道路認定されている道路。さらに、町道の路線図の中で黒色で表示された、かつては法定外公共物、赤道、里道とかいうものを指すんですけれども、これも道路延長と面積に含まれるかどうかを回答願います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 自動車取得税交付金の交付基準、これは土井議員がおっしゃるように市町村道の延長、面積で決まります。赤道を認定してあれば町道として、それに含まれるということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そういう理解ですね。じゃ、具体的には道路延長と面積が幾らなのか、これを教えてもらえますか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 手元に面積の資料がありませんけれども、総延長で25万6,000キロ程度でございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） わかりました。

（佐藤建設環境課長「申しわけありません。25万6,000メートルです」と呼ぶ）

○5番（土井茂夫君） 25万6,000メートルですか。面積は後ほどまた教えてもらいたいと思います。つまり、これは赤道も町道に含めてしまうと、この交付金をもらえるということだね。そういうためにそういう路線認定をしたということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） その辺の状況も勘案して、当時そういうふうにしたというふうなことで引き継いでおります。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） ですから、これは正式な形で管理している道路、管理していない道路をはっきり区分して、自分の守備範囲、純然たる、何の平面図もない、ただ路線だけ指定してある。これだっていいんでしょうか。その辺も、今ここで回答をもらいませんけれども、必要ないですけれども、今後そこら辺をよく考えていってもらいたいと思います。

次に移ります。この説明資料の10ページ。

これは分担金が、中山間総合整備負担金、漁礁整備分担金というような形でここに書かれて

います、今年度は900万円ということで。私、中山間総合整備事業分担金は町の負担金が3分の2、いわゆる受益者負担が3分の1、それで下にある漁協の漁礁整備分担金が半分半分だと。水産業と農業、ここでこういう6割負担を町が行う、中山間については6割6分やる、漁礁整備については5割しかくれない。この差が、それはもともとそういうふうにした経緯があるのかもしれないけれども、やっぱり私はこれを見る限りちょっと不公平に思います。同じ形で同じ負担割合にしてもらいたいなど。農業も水産業も本当に衰退の一途です。その辺を検討願いたい。これについて回答する人いますか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 基本的には農業も漁業も分担金是一緒でございます。町が行う事業については2分の1というのが、分担金についてはとっております。

この中山間事業につきましては国のガイドラインというのがございまして、都道府県が事業主体で、これは県営事業ですが、この事業については国が55%、都道府県が30%、市町村が10%、農家が5%、そういったガイドラインが出ている関係で、このような形で進めているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そういうことであれば、やっぱり漁礁整備のほうも同じような分担金でいってほしいと、そのように思います。平等性に欠けるんじゃないかと私は思います。

次に、11ページのごみ収集手数料。何だかんだいっても、ごみ手数料は1,945万円も増加しているんですね。増税ですよ、かなりの。これをどのように考えているのか。確かに町の財政は厳しいです。でも、これに対する、やっぱり使い道がそれぞれある、これに対する使い道があるからごみ収集手数料も上げたんだよという論法かなと私は理解しますが、一体、じゃここは単純にこの1,945万円がごみ収集手数料で上がったと、今までよりも。この説明はどうなさらばよろしいのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ごみ収集手数料につきましては、当初予算の計上時に11月分等の販売数量の見込み等から計算させていただきました。その時点では、こちらの3,309万円、燃えるごみのほうのごみ収集手数料の合計になりますけれども、例えば45リットルの大ですね。予算計上時の見込みでありますと45万枚、小のほうで約36万枚で見込みを立ててございます。それぞれ各50円、30円を掛けますと、こちらの3,309万円ということになりまして、前年24年当初に比べますと1,945万円の増ということになっております。

ただ、実際には24年度末の見込みを見ますともう少し数量が減ってきているようでございまして、当時10月分に販売店のほうで大量に購入したというような数字もございまして、実際には1年間を通して見ないとわかりませんが、もう少し落ちてくるのかなというような現状ではございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そうであれば、この1年間を見計らってあげて、余りにも手数料が上がるようでは、これはごみ袋の算定基準がどうなんだという形になりますので、ぜひともやっぱりこのごみは深刻な問題ですので、今までの価格でよければ、それに袋代を減額するような方策も検討していってほしいと思います。どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 袋代ということで考えますと、全体では収入額というものは手数料総額としては増えておりますが、町の手数料収入という純然たる部分で見ますと、これに伴いますごみ袋の製作費用等がかかってくる部分もございまして。

確かに、住民1人当たりにかかる負担というものが、現状実際にどれくらいの袋を使用しているのかという部分を聞き取りで少し調査してみました。そうしますと、1人当たりの平均というものが大体1,200円とか1,400円というようなところになりまして、御宿町の平均世帯人数が大体2.3人ということで、この辺で計算させていただきますと、従来の2,400円ですとか、場合によっては3,000円台ぐらいにおさまっているのかなという状況ではございます。

結果として、従量制に切りかわったことで多人数、5人ですとか6人ですとか、そういった世帯の方はその分ご負担が多くなっているような状況もございまして、総量としてこのような金額になってくるものと思われまして。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 今後そう注意深く、また余り増税にならないように検討していってほしいと思います。

次に、40ページの河川維持費20万円、この文章を読んでもどうも理解ができない。一体何をやるのということが、これではちょっと説明だけでは私理解できなかったんですけども、これについて説明いただけますか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） この20万円につきましては、河川の護岸が崩れたとか緊急時に備えるときの20万円ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 確かに20万円では何もできないよね。それだけ財政的には逼迫しているんだなと、私はそう理解するしかないんだなと思います。

あと、23ページなんですけれども、ちょっと戻ってしまって申しわけないんですけれども、ケアプランの原案作成委託という形で347万円、これだけ計画すると。これは、私の理解は、ずらずらと書いてありますけれども、民間委託に347万円使用するんだよという理解でよろしいのでしょうか。それとも、何でこれをわざわざ書くのかなと。職員もいろいろやっているんだよということを書いた、さらに、だから民間委託もするんだよということで、とてもとても職員じゃできないから、できない分は347万円分は民間委託するんだよと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 総体的な理解はそのような形でよろしいです。実際には、1件が4,200円で818件分でございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） あと、24ページの老人ホーム入所措置費951万円。これは、65歳以上の高齢者が介護保険対象外の方を対象になさって、老人ホームの入所支援をするというような額ですよと書いてあります。これをここで、ちょっと私も勉強不足で申しわけないですけれども、具体的にどういうことであるのか説明願いたいんです。24ページの養護老人ホーム入所措置費951万円。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） これは精神障害とかひとり住まいの中で、お宅でおひとりなかなか生活ができない方がいらっしゃいますので、そういう方を施設入所されるというものでございます。件数については手持ちの資料があるんですけれども、ちょっと今予算書のほうを見ているので後ほど件数は申し上げたいと思いますけれども、介護の場合ですと、基本的に介護保険の対象になるわけでございますが、介護保険の対象にならない方たちでDVとか、老人が家庭の中でDVに遭ったり、また個人で自宅で生活ができない方を対象に、既に4名の方がおおむね月19万円、11カ月分という形で計算しております。失礼しました。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） わかりました。じゃ、その下の生活管理指導員派遣事業15万円、これは注意書きで、介護保険制度を優先しますと。この介護保険の適用にならない方、支援にもな

らない、つまり健常者ですね。こういう人たち、高齢者、自分のことは大体できるんですね。できているから介護保険に頼らなくて、受けても適用外だという方が結構いらっしゃるんですね。それで何が困るかという、買い物に行くのに車を、高齢者ですからほとんど免許を返上しなければいけないとか、いわゆる交通弱者なんですね。そういう方が自分自身で何事も自分でできるように日ごろからいろんな運動をしたり、いろんな地域のことをしてすごく生き生きと生きていますけれども、でも、そういう買い物弱者、交通弱者がどんどんこれから増えるわけなんです。

そうした中で、町は巡回バスとかいろんなことを今後計画していくということで、頼もしい話なんですけれども、私はこういう事業は今後どんどん増えてくるんだろうなと予想されます。また、こういう方々は介護保険を使わないんですから、本当に介護保険事業者としてはありがたい話で、こういう人をどんどん増やさなきゃいけないなと。そうすれば義務的経費も減るんだなという気がします。

ですから、今後この介護保険制度を優先しますじゃなくて、介護保険適用者に限りませぬみたいな、こういう方が増えることはやっぱりいいことですから、そういう方向に持っていただければなと、そのように思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 介護保険の適用にならないというのは、いわゆる介護保険の要支援とか支援の対象にはならないということであって、先日も例があったんですけれども、おひとり住まいの老人の方がたまたまけがをしまして買い物に非常に困るということで、短期的・一時的なヘルパー利用をお願いする場合など介護保険でちょっと拾えませんが、そういう方たちを逆に拾うというのが生活管理指導員派遣事業です。

今議員がおっしゃいました短期の宿泊については、DV関係で一時避難をしなければいけないという人たちです。介護保険の制度ではりません。よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） ですから、介護保険制度を優先しますという言葉は削除してもらいたいなと、そういう意味で。なかなかこれはいい事業だと思います。額は少ないですけども、今後予想される、この額が増えて逆に介護保険を助けるような方策のほうが最もすばらしいあり方だと私は思っています。わかりました。

引き続いて29ページの河川環境保全対策、これは29ページじゃなかったですかね。河川環境保全対策689万円。これも境川の浄化槽の件ということで書いてあるわけです。ここの境川の

河川浄化施設、これは境川の汚水を全てあそこの処理場で処理するのか。また、どういう方式でやっているのか、全部何か全てあの処理施設に入っていないような状態で、一体どういう計画でいるのか。

あともう一つは水質調査の位置ですね。それから処理された水と、多分処理されない水が一緒に来るんですけれども、そうしますとあそこの末端の川はもう茶色で、これ処理されたのというような、そんな状態なんですね。私は、その水質調査の位置をどこでやっているのか、その辺の2点ですね。汚水量が、つまり何%あそこで処理するのか。あとはそのまま海に流してしまうんだよというのは、その辺をちょっと、汚水量の関係と水質調査の位置、その2点についてお聞きしたいんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 処理量につきましては、河川の水量の状況等ございますけれども、全量を引き込んでいる状況ではございません。実際に水質検査は流入している原水と処理水ということで、水質検査はしてございます。その中で、BODですとかCOD、SS等については水質の大幅な改善が見られております。流入時から放流水の間で、その数値が10分の1程度まで軽減している状況はございます。ただ、河川の水を全て施設内に取り込んでいるわけではございませんので、今後より全体的な調査が必要になる部分はあるかと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そうすると、どの程度あそこで処理しているかというのはわからないということでもいいんですね。わからないんですね。

（佐藤建設環境課長「はい」と呼ぶ）

○5番（土井茂夫君） そうですね。どれぐらいの流下、処理能力があるから、これだけの処理を1日何トンしているかということは少なくとも知っててもらいたいというのが私の——知らないというのはちょっとどうなのかなと。

それと、水質調査、確かに原水がどれぐらいあるよと、それで処理したやつは何だよと、さらに原水と処理しなかった水の水質調査は何だよと。これが本当は必要なんです、最終的に海に流れるのは、それが流れますから。

原水、確かに佐藤課長が言ったように流入する原水を調べます。どのぐらいの量で、水質はこれです。そこで処理した水はこれだけ、何%、かなり落ちたよと。それで、その施設の効果というのがそこでわかるわけです。ところが、どれを知りたいかという、処理された水と処理されない水が流れる。その水質が幾らなのかというのが大事なんです。それが海に影響す

るわけですから。そこまでやっぱり水質調査を、海に流入する水質調査を本来ならしなければ本当の意味がないんですよ。

これをぜひとも、予算がかなり少ないから私も強く言えないんですけども、わかっていて、海水浴客、今年もまた海水の水質調査もあると思います。できればBランクがAランクになってもらいたいと、そういう願いが私にはございますので、ぜひとも海水に流入するときの水質調査をぜひともやってもらいたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） すみません。先ほどの処理量なんですけれども、施設のほうの計画水量につきましては、1日最大で1,700立方メートルでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

最初に、歳出の状況の36ページの商工費、観光振興商工業等の振興。前年に比べ1,000万円の増額となっています。その中にはインフォメーション事業の緊急雇用が約半分ぐらいあると思うんですけども、この中で、まず観光の面で御宿デ・メヒコのイベントの説明をいただいておりますが、予算と、どのような内容で、母体はどこがやって、場所はどこでどういうふうにするのか、その辺をまずはお聞きしたいのと、ライフセービング国際大会誘致の負担金が250万円あります。プレイベントは御宿で決まっているみたいです。もしこの国際大会が誘致できたとしたら相当な経済効果が予想され、本当にいいことだと思っておりますけれども、その250万円の使い道、その辺のところを観光課長にお伺いします。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、御宿デ・メヒコ、これは予算現額が49万9,000円でございます。メキシコの文化の紹介ということで、海岸やプールで開催を予定しております。内容的には、ピニャータ割りといって、日本で言うスイカ割りですか、紙袋の中にお菓子が入っているものを子供たちが目隠しで割り、それをみんなでもらうという、そういったイメージのイベントでございます。これは、メキシコの子供たちがお祭りの中で、メキシコのほとんどの州で行っていますので、御宿とメキシコのPRということで、お祭りの事業を進めているということでございます。

ライフセービングの負担金につきましては、これはあくまでも今回3大会、9月の最初に日本ライフセービング協会が行う全日本の学生種目別の大会、それとあわせて東日本の予選大会、サーフレスキュー・チャレンジ大会ということで、この大会については国際連盟が主催する事業で、今後この事業が一つの大きな登竜門ということで、この後5年後ですか、そういった大きな大会が来るということで、今回については大体8カ国ぐらいの団体ではないかということで、基本的には御宿町が会場となりまして、宿泊施設についてはこれから、アスリートの関係がございいますから、御宿の民宿等ではなかなか対応できないということもございいますので、こういったものについては日本ライフセービング協会と、実行委員会をつくった中で、こういったところを協議させていただきたいということでございいますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。わかりました。

イベントのほうは、せっかくのいいイベント、お菓子とか配るといようなイベントなので、観光客をただ相手にするんじゃなくて、地元の保育園児だとか小学生とかもプールとかで遊べるようなイベントになるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 基本的には、今回やはり町民を主体としたイベントにしていきたいと、そういうことで事業を進めてまいります。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。わかりました。どっちかという、地元の子たちがまずはそういう体験をしてもらえるといいなと思っていたので、ぜひよろしく願いいたします。

次の20ページ、これは企画財政課長に質問したいんですけれども、定住化への取り組みで昨年、一昨年あたりからバスツアーとかで地域資源を活用した体験ツアーとかをやっているんですけれども、個人的な意見なんですけれども、何かやってみるということはずごくいいことで、それはいいんですけれども、ただ、不動産に関して個人的見解ですと、大きな買い物をするわけですね。例えば、東京から御宿が気に入ったと、ここに住んでみたいという人はまず大体不動産屋に行きまして、自分で歩いていろいろなものを自分で積極的に体験して、ここにしよう、という意欲があると思うんですけれども、どちらかという、バスツアーとかを組んでお金をかけるということは、実際にはどのぐらいの成果が上がったのか、その辺わかれれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 去年の11月で、定住化ツアーを始めて3回目になります。また、ご指摘のように今年も定住化の推進ということで組んでおります。

昨年11月にやったのは、最初が東京の練馬中心に、2回目が横浜市郊外ですね。今年は千葉より上のほうを中心に募集をかけてやっております。アンケートを参加した帰りのバスの中でやっていただいて、回収のほうをそれぞれしております。今回やった中では、ご指摘のように、まず何で今回のツアーに参加したかという、「移住を検討している」というのが12人、「知人に誘われた」と、御宿をもっと知りたくてもともと興味があったというのが10件ございました。前回ですか、2回目のときには、実際2回目から町内を見せるんじゃなくて、1時間程度不動産業者の方五、六者に来ていただいて、御宿の物件を紹介していただく時間をとりました。前回はツアーから残って、自分の気に入った物件を、そこまで呼んで残って参加された方もいらっしゃると思います。

今回の中でも、体験ツアーが終わって、移住にご関心はありますかということでアンケートをとった中では、6名の方が移住したいということですね。11名の方が検討してみたいということと、残念なことに18名は観光で訪れたいという回答をいただいております。いずれにしても、いろいろ工夫して、これについてもやっぱり税金をかけているわけですから、アンケートをもとに効果的なものをしていきたいというふうに考えております。

前回からボランティアで、もうお住まいになって五、六年たった人が御宿でどういう問題があるかというのを、じかに相談窓口をつくりました。その上で、今回のアンケートでも地元の方が協力してくれるのとあわせて、そういったところがもっとあったほうがいいと。その後、具体的に問い合わせの窓口をつくってほしいというご意見をいただいております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。わかりました。3回目で軌道修正をかけているということなので、その点は了解しました。

ちなみに、移住したいと思っても実際にはこの3年で移住した人はいるんですか、いないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） その辺についてはまだ、情報について町のほうでつかんでおりません、具体的には。ただ、今後フォローといいますか、追跡のアンケートみたいなことをして、効果についても検証していきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） やっぱり、この金額が多いか少ないか、ちょっととりょうなので何とも言えないんですけども、成果が出なければ本当にしようがない話で、それも成功があることもあり失敗になることもありで、本当にいいようにやっていただけたらと思います。

次にいきます。関連しまして、今度は内側の話なんですけれども、19ページ、魅力ある地域づくり活動補助（拡充）200万円。これは去年たしか100万円だったと思うんですけども、その中で、昨年は商工会青年部と御宿体育が多分これの該当に当たったと思います。そんな中で、ここが倍に拡大になっている理由と、昨年の6月から僕も再三再度言っているんですけども、外部からのアドバイザー的なものと大学との共同研究の委託の件を質問なり、議案での質問も、一般質問もしているんですけども、その辺に関して、町長に聞く前に財政課長にその拡充の件に関してちょっとお聞きします。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 前段の経緯につきましては、魅力ある地域づくり活動補助金、昨年度は当初予算で50万円で予算化しました。具体的には、須賀区と、あとは商工会青年部の活動で地域を活性化させるということで支出しております。今年度は、総合計画でもご説明しましたように、住民と皆さんとの協働の町づくりを進めていくということで、当初から要綱にあります200万円全額を計上していくということと、募集方法についても公平にといいますか、一定期間周知期間をとった中で事業選択していくというご要望もありますので、そのような改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

そんな中で、これは町内に限った団体、先ほど言いました外部のそういう団体とか大学は当てはまるわけではないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） これについては町内の法人または団体というような内容になっていると認識しております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） その要綱はわかりました。だとすれば、今回再三再度ご質問いたします大学との研究委託の件ですね。こちら内部のこういう団体に出す補助金とかも、町活性化協働の町づくり、大学との協働、そういう補助金に関しても業務委託に関しても町活性化協

働の町づくり、どちらもこれは同じだと思うんですけども、そういう面でいえば、この項目には当てはまらないとすれば、今まで、今回は大学というと工学院大学が、僕も多少かかわって去年、町長へのプレゼンから始まって表敬訪問、学生さんたちが自腹でそういう研究発表までこぎつけたということに対して、それは全く、本年度25年度もそういうものを町としては業務委託ということは全く考えていないのか、その辺を町長にちょっとお聞きしたいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 先般の一般質問をいただきまして、いろいろ企画財政課長からもお答えしてありますが、この大学研究機関との連携、また研究調査ですね。町づくりを行う上で非常に大切というか重要な部分だと思います。いろいろな大学とやっているという現状を申し上げたわけですが、広い意味で、やはりこういった提案は町づくりの一環として必要だろうと思います。

そういう中で、しかしながらどういう形で、今回は、この前も申し上げましたけれども、工学院大学の皆さんについては町に非常に興味を持っていただいて、積極的にいろいろ研究していただいたということについては感謝申し上げますが、実際に町が一つの目的を持って、じゃ、こういうことをお願いしますということであれば、それなりの予算化ができますが、今回のケースはそういうケースではなく、予算云々まで話しが進んでおりませんので、そのように理解しております。将来的には、やはりこういったことは広い意味で町づくり提案の大きな要素であると思いますので、そのように私は考えています。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。わかりました。

前回は議案のときにちょっと触れたんですけども、費用面というよりも、どちらかというところやっぱり公的なそういうかわりがないと、勝手にやっているみたいな感じにとらわれてしまうので、公的にするしないかはいろんなやり方があると思うので、その辺は協議しながらやればよいと思うんです。そういうのも含めまして、前向きに検討していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（中村俊六郎君） 5分間休憩します。

（午後 2時00分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時13分）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。二、三質問させていただきます。

大変よくできた予算書だと思っております。25年度一般会計予算編成にあたり、これは第4次御宿町総合計画を基本に石田町長の政策を取り込み、この5カ年の前期アクションプランをもとに編成したと、そういう認識でよろしいですか。これが1点。

それともう一つは、たまたまラッキーというか、大型事業の国の特別補正、また所得税ですか、6,000万円あったと。数年前は5,000万円欠損があったと、そのときから比べると大変ラッキーな編成時期であったと思っております。そういう中で、対前年度比14%減で、この数年の予算編成では大変緊縮の予算編成ではなかったかなと思っております。実質的には、補正が組まれて最終的には33億円ぐらいなるかなという予想は出ていますけれども、そういう中で、この24年度福祉関連の基金を含めどのぐらいの黒字決算になるのか。決算は締めていないんですけども、そういうのが2点。

それと26ページ、もう一つはページ37の13、東日本大震災の復興基金700万円。これはどのように執行していくのか。それとまた、1,000万円の公共施設維持管理基金がありますね。これをどのぐらい継ぎ増していくのか、計画的に。また、財政調整基金を初めほかの基金をどのぐらい、一般質問で聞きましたけれどもどれぐらい継ぎ増していくのか。そういう中で、年度末の執行残をこれに繰り入れていくのか、繰越金のほうに入れていくのか。福祉関連の予算補正で1億円入れましたよね。そういうあれではなくて、ほかの基金です。これをどうやって積んでいくのか。今言われた公共施設の維持管理の1,000万円と復興のこれしか入っていないんですけども、福祉関連もこれからまた補正とかそういうので積んでいくのかという3点。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） まず1点目の予算は、基本コースの1年目、また石田町長のマニフェストを加味した、取り入れた予算かというご質問ですが、それに配慮して編成したということでございます。

2点目の、24年度の決算を繰り越し、どの程度見ているかというご質問ですけれども、今の段階ですと1億4,000万円から5,000万円。そのうち繰り越しが3,000億円の9,000万円とっておりますので、残りが5,000万円から6,000万円の状況が25年度に、24年度からという認識でござ

います。

それと、今議員からご指摘がございました繰入金については、これについては東日本大震災のほうに310万円繰り入れるということで、うち190万円程度が防災の備品とか、あとは自主防災会への備品を買う費用ですね。それと、観光のほうは圏央道からのサイン整備、また観光キャンペーン等の開発経費について、基金の趣旨に沿って24年度で310万円繰り入れるということと、あとは公共施設のほうにつきましては、これについては福祉センターの改修、それと道路の関係で500万円ずつ1,000万円崩していくということを考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

もう一点は、款項目の区分の中の19の工事請負費というのがございますね。そういう中で、御宿町の公共施設、道路、橋を初め公共施設、建物ですね。経年劣化が大変進んでいるという中で、第4次総合計画に準じてスクラップ・アンド・ビルド計画を提示していただければと。

それともう一つは、橋梁関係も平成24年に長寿命化修繕計画ができ上がっているということ、これを明示していただければ、地域の役員も関係者も、大体うちの場合いつ工事してくれるんだということがわかると思うんですよね。それを、今日あしたでなくていいんですけれども、提示していただければと。それと年次工事概要ですね。工程が示されれば納得するのではないかなということで、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 年間の道路の整備計画につきましては、土木委員会等を通じまして、各地区の役員さんに、お知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

概要の53ページですけれども、人件費が7億3,000万円、構成比24.5%。25年度、正規職員は採用するののかということと、何名体制でいくのか。この4年間にどのくらい採用したのかということと、職員の適正化計画、この辺の整合性をどうするのかと。もう一点は、臨時職員の賃金が約8,300万円で、社会保障のあれが約1,230万円くらい、トータルで9,500万円という中で、臨時職員をどのくらい雇用するのか、予定しているのか。とりあえず。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 25年度の採用予定であります。定員適正化計画にのっとり採用されておりますけれども、この25年4月1日採用につきましては、一応計画では5名の計画、

新規採用の予定でありましたが、実質は退職等を加味して1名減の4名という採用を予定してございます。

また、翌年度26年4月1日採用見込みであります。定員適正化計画の中では一応4名にはなっておりますが、これにつきましては、やはり早期退職であるとかその辺を加味してこれより下回るということで、全体的には退職等の動向を勘案しながら適正化計画を進めていきたいということでもあります。

さかのぼって、どれほどの採用があったのかということですが、24年につきましては5名、23年につきましては4名ということでもあります。これにつきましても、一応定員適正化計画に基づいてということでもありますけれども、おおむね27年度の計画値が100名ということで、現行が98名でありますので、今後2名の増員を図っていくという予定であります。これにつきましては、増員の要因は各事業が増大してきているというようなことでもあります。

それと、臨時職員のご質問をいただきましたけれども、臨時職員につきましては、平成24年度の今現在であります。トータル54でございます。内容を参考までに申し上げますと、給食調理員等が9名、清掃作業員等が11名、保育士23名、バス運転が23名、事務9名、施設管理が2名等となっております。これが今年度につきましては1名増の55名が予算上では予定されております。これにつきましても、緊急雇用対策の延長であるとか、また育児休暇というようなことで、最近育児休暇の取得を要望される職員がおりますので、そういったもので本年度も5名ほどの育児休暇の取得が予定されるということでもありますので、それらにつきましては臨時職員で対応させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

先ほど、水道会計で物件費の中に臨時職員が入っていたという中で、以前にも申し上げたんですけれども、物件費に臨時職員を入れるのはいかがなものかと。言葉は悪いんですけども、物と同列に扱っていると。統計上、総務省は全自治体の統計をそういう形で長年とってきたから、それはそれとしてわかるんですけども、人に優しい町と言いながら、言葉は悪いけれども犬猫と同じ扱い、あるいは南北戦争の奴隷以下の扱いじゃないですか。臨時職員ですよ。それを物件費の中に入れているというこの姿勢は、昔の江戸時代の士農工商と同じような、そういう世界が見えてしょうがないんですよ。

今、総務課長が言われたように54名、50%を臨時職員に、また、これはほとんど現場です。大変苦勞しているところ、こういうところで働いている人を物件として扱って、それが行政の

姿勢かと。

総務省のあれはわかりますよ。ちょっと読み上げますけれども、賃金は地方財政状況調査においては物件費に含まれます、賃金はね。決算統計における人件費については、一般職員等及びこれら常勤職員類似の勤務形態の臨時職員、これは御宿があたりますね。いわゆる常勤的非常勤職員の職員給・諸手当等を計上することとしていますと。常勤的非常勤職員について、一般職員等と同等の扱いとしているのは、それらの職員は勤務形態が比較的明確で、共済組合、災害等補償の制度においても準じているということで、これは統計上、臨時職員の賃金等は人件費に入れて構わないと。

別な考えは、職人が5日とかそういう作業をする賃金、例えば医師とかそういう人は、またこれは違った形だと。常勤と同じような形でいっているということで、これは御宿としては統計上、人件費に入れてもらいたい。24.何%が、これは大変効率のいい行政運営だと思っています。1億円増えるとちょっと桁も違ってきますけれども、それにしても御宿は効率のいい行政運営をしていると思っています。物件費じゃなくて臨時職員を人件費に入れたとしても、それほど大変に数値が上がるとは思っていません。これが1点、その考えを聞きたい。

質問に戻りますけれども、31ページ、節の区分4の臨時職員社会保険138万円。公務災害負担、これは常勤職員という形になって50万7,000円ですね。これに臨時職員の労災が入っているのかというのが1点と、また、51ページから環境衛生費、賃金、臨時職員156万円、環境整備員1,047万円。この労災保険は総務の役務費の250万円に含まれているのかというのと、また、53ページ、じん芥処理、これは賃金が1,093万円なんですけれども、じん芥処理の臨時職員には、環境整備員、これには労災がついていないんですけれども、じん芥処理の臨時職員には14万5,000円の臨時職員災害補償保険がついている。なぜこう差があるのか、この3点。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） まず1点目の、物件費が言葉上、賃金を物件と呼ぶのはおかしいのではないかというご質問でございまして、議員のおっしゃったように、決算統計上、賃金については物件費に入れるということになっております。常勤的非常勤職員、これについては、例えばほかの市町村であるように、1級の建築士を持っていて、市とか町になくて何年か雇うと、そういった職員も定数の中に入れていかなければいけない非常勤の職員という認識でございまして。

今、うちのほうでも、例えば6カ月ごとに任用して、また試験なり面接をやっていますから、職員によってはその職場の中の、例えば夏休みなんかで一旦切ると、雇用の関係がなければで

すね。そういう関係でやっておりますので、決算統計上は。ただ、そういう意味で人数が、総務課長が説明しましたようにかなり多いということであれば、それを幾らというご説明を予算のときに当然するべきだというふうには認識しております。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 臨時職員の共済費等につきましては、扶養になっているかなっていないかというような、そういうことはございますけれども、基本的に扶養になっていない場合は社会保険に加入していただいているということで、各事業ごとに加入しているというような状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 清掃センターの臨時職員の災害補償保険ということでございますけれども、こちらのほうは施設ごとに加入しているということで、じん芥処理場のほうではセンターの職員6名分をこちらのほうに計上してございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。じん芥処理場のほうは災害補償が入っているけれども、環境整備のほうは災害補償の保険に入っていないと。それと、社会保険はどこのところへくるまざっているのかというのをもう一遍。総務課長の答弁の中で、50万7,000円の中へ臨時職員の関係が入っているのかという質問なんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 31ページの公務災害負担金については常勤職員という、これだけであります。負担金に入っている……

（発言する者あり）

○総務課長（氏原憲二君） そのとおりです。

（瀧口議員「入っているということ」と呼ぶ）

○総務課長（氏原憲二君） 入っていないということです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 24年度から、計上の仕方が変更になったというふうに聞いておまして、環境整備員のほうについてはたしか一括で計上しているような状況だと思うんですが……

（発言する者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 環境衛生費のほうには25年度は計上してございません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 説明がよくわからない。環境整備員のほうは、じゃどこへ社会保険料が入っているんだ、幾ら入っているんだと。水道のときと同じですよ。労災保険と災害保険、これどこが違うんですか。何でじん芥処理の人だけで、外へ出ている整備員に災害補償のやつが入っていないのか。この3点。同じことを2回言わせないでください。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 私の説明がちょっと不足なんです、常勤分については31ページの50万7,000円と。それで、非常勤については、ページをめくっていただきまして33ページですね。こちらの負担金補助及び交付金という形で公務災害、こちらが7万3,000円ということで、これが非常勤職員の分に当たります。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 24年度中に、環境整備員については、多分本庁分のほうに切りかえになっていると思ひまして、25年度では計上していないんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 聞いているのは2点。要するに、災害補償保険ね、これがじん芥処理場にはあつて整備員にはないのはどうしてかというのと、社会保険料も入っていないと。だから、どこにくるまきっているのですかというのと、それと、労災保険とどう違うのか。労災保険が入っていないんだ、労災保険はどこに入っているのかと。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時36分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時49分）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 大変申しわけございませんでした。

清掃センター臨時職員の社会保険料につきましては、53ページ、清掃総務費の4共済費、臨時職員社会保険料253万7,000円に、清掃センターのいわゆる労災につきましては次ページ、54ページ、12役務費、臨時職員災害補償保健の欄14万5,000円に計上してございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 臨時職員災害補償保険、これがじん芥処理センター。じゃ、環境衛生の人は何で社会保険、労災は入っているのか、その辺がじゃ幾ら入っているんだというのと、何で入れていないのかと。災害補償に入っていないのか、同じ課であって。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 労働災害補償制度と非常勤職員の災害補償制度についてちょっとご説明させていただきます。

労働者災害補償制度につきましては保険者が国になっておりまして、補償内容の規定というのは労働者災害補償保険法というものに基づいております。それと、非常勤職員の災害補償制度につきましては地方公共団体が保険者になっておりまして、これは総務事務組合のほうに一括で事務をお願いしているということになっておりまして、この根拠条例につきましては千葉県市町村非常勤職員公務災害等に関する条例ということで、町について労災の適用になっている者につきましては、例えば保育所については入っております。それと清掃センターの職員、それから月の沙漠記念館であるとか、教育課にいきまして特別教室の支援員であるとか調理員、企画財政課の事務員ですね。これらが一応労災の適用を受けているというところです。これ以外については全て、先ほど申し上げました非常勤職員の災害補償制度、そちらに区分されるということでもあります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今、災害補償制度に清掃センターが入っていたでしょう。そうですね。入っていないのが、環境整備員が入っていないから、労災のほうへ入るということ。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 清掃センターの職員につきましては労災保険になるんですね。環境整備につきましては労災外となっておりまして、非常勤職員の災害補償制度という制度に当てはまる職員であるということでもあります。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、後で一覧表に出させますので。

○9番（瀧口義雄君） わかりました。

1つだけ、じん芥処理のほうは災害補償になっていると、センターのはね。環境整備のほうはどうなっているかということで、それは労災ではないという言い方をしたけれども、その辺は上がらないんじゃないかなと思っています。

それと、先ほどの物件費、そうしたら、雇用制度が6カ月単位の事務職員ですよ、御宿は。再雇用も再任もやっていません。有期雇用もやっていませんね。そういう中で、54名、50%も

そういう現場の人がいるという中で物件扱いはいかなものかというのは、言っている趣旨はわかるでしょう。物扱いしちゃう困りますよということですよ。それが統計上の話だということは私も承知していますが、それは長い間の慣習の中で、土農工商と同じような感覚で、江戸時代あるいは明治になってもその感覚が抜けなくて今まで来ているということですよ。御宿町の権力ですから、その辺をよく考えて今後の予算編成あるいは決算のときも、物件費の中に入れないようにしていただきたい。

次に移ります。費用弁償についてお聞きしたいんですけども、例えば44ページ、8の報償費ですね。障害者の相談員、これは要綱で支給が定められています。ところが、要綱で定められていないものでも報償が支払われているところもあります。要するに、要領、要綱がなくてお金が出ている。やっぱり線引きをしていただきたい。お金を出すんだから、ちゃんと規約、要綱でもいいから整理してやっていただきたい。これが1点。金額は少ないんですけども、やっぱりそういう形でいかなければいけないんじゃないかなと思っています。

それと、今年度というか25年度に福祉関連と公共交通の委員会が2つ立ち上がる予定は、アクションプランにのっていますね。そういう中で、議員は、諮問委員会等は報酬、費用弁償は辞退しております。もう10年以上たつと思います。それはそれとして、また民間人、町外から来る関係者がゼロ円というわけにはいかないでしょう。また、町内でやっている諮問委員会の民間の皆さんにもボランティアという形でゼロと、あるいは充て職だからゼロという話でもないんじゃないかなと。

やっぱり法定協が立ち上がれば当然部外者が入ってきますよ。それに対して予算づけはしていないんですよ。今年は立ち上げるという話をしている中で、1,000円でもつけてあれば可能なんですけれども、法定協を立ち上げてゼロ円というわけにはいかないですよ。これを今年度中にとにかく早々にやるという中で、なかなかその辺は難しいんじゃないですか。また、6月の補正まで引っ張っていくような状況ではないんじゃないかなと。

また、町内ではボランティアにポイントカードをアナンタのところに出していると。委員会に出る人も、これはボランティアだと思っているけれども、じゃ、ポイントカードとの整合性がとれなくなってしまう。だから、多少なりと民間の人がそういう会議に出席するときには、交通費というぐらいのものは最低限必要なんじゃないかなと思っていますけれども、どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 24年度は、ご承知のように各計画をつくる上でかなりのご協力を

いただいて作成した経過がございます。議員がおっしゃるように月1回以上の、また会議も多くございましたから、役職をお持ちの方についてはかなりの回数出ていただいております。今後、ご指摘があった点についてはちょっと検討してみたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 31ページの共済費ですね。追加費用1,516万円、御宿に対象者がどのくらいいるのかと。これ何年度から退職した人なのか、また負担率はどうなのか。あと、町内でどのくらいこれを受給している人がいるのか。どのくらい上乗せになっているのかと。これは国保のほうにもたしか17万円ぐらいで追加があったと思うんですけども、国保のほうは終わってしまったから結構ですけども。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 手元に細かい資料をちょっと持ってきていないんですが、休憩後にお示ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、それは休憩の後をお願いします。

43ページ、生きがい対策支援事業委託ですね。要するにシルバー人材センターなのかバンクなのか。これはどのように運営をしていくのか。社会福祉協議会に委託して事業を出すという話を聞いております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） そのとおりでございます。とりあえず試行的に、センターというところまでいきませんので、申し込み制の、人材を登録して派遣するということで、社会福祉協議会のほうに委託したいと考えております。委託料としては人件費と多少の事務費ということで、200万円程度を予定しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これは臨時職員を雇ってやるという形なんですけれども、家庭と応募する人とあるいは企業との連携が大変難しいと思うんですね。需給の話が。あとどうやってマッチングしていくかと、大変な作業なんですけれども、そういう中で、これは高齢者を対象にしておると思うんですけども、多賀課長のところは福祉の関係ですから、前にも申し上げているように障害者、いろいろとありますけれども、そういう人の就労も視野に入れて対応をとっていただけないのか。視点は違うんでしょうけれども、どうなんでしょうか。それが1点。

また、多賀課長の担当なんですけれども、44、45の福祉タクシーですね。この概要を聞きた

いのと、一の宮の話も聞きましたけれども、報償費の中で協力費9万8,000円。これはタクシー会社にどうやって払うのかと、あとチケットですね。チケットが何枚ぐらい個人に行くのか。もう少し言えば、このチケットの枚数を拡大して障害者の買い物の支援に使えるのではないかなど、お出かけだけじゃなくて日常の中でタクシー、あるいはそういう公共機関、そういうものを使って買い物等ができるようなくらいの枚数を出していけば、これで一つの事業として成り立つのではないかなというご提案なんですけれども、とりあえずどのくらいの枚数を何人に出しているか。それと、それが1枚についてどのくらいの金額なのか。ワンメーターなのか、行って帰ってこられるくらいの、距離によりますけれども、そういう配布方法なのか、ちょっとその辺を詳しく。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、報償費の関係でございますけれども、タクシーの会社等の場合、取扱手数料として1件当たり100円、19社。これは協力費です。タクシー券のほうにつきましては、月2枚、年間24枚を身体障害者の1・2級をお持ちの方、それから知的障害の㊤といたしまして、結構障害の重い方、そういった方を対象に出してございます。対象者としたしましては約160名で、こちらを基本的にもう少し広げて、高齢者までということも視野には入れておったんですけれども、公共交通活性化協議会の設立の状況を受けまして、今後それは検討してまいることになると思います。どちらかを選択するなんていうこともあるでしょうし、民業さんが入ってまいりますので、そういう中でいろいろなご意見があるのかなど。そういう中で検討させていただくということになると思います。

それから、前後してしまいましたけれども、シルバー人材センターのほうの運営の人材として障害者ということでございますけれども、障害者の場合は非常に知的の方とか精神の方、身体の方は当然現場には行けませんので、そうすると残るは精神、知的という方たちになるわけでございますけれども、中のトラブル関係があった場合に、果たしてそれに対処できるだけの状況ができるのか。社会福祉協議会に委託しますので、社協の内部でフォローしていくとは思いますが、とりあえずセンターができる状況、場面でどのような条件整備というものがあるかという試行的な状況でございますので、実際に今後これが一つの形になった場合に、そういった雇用の範囲というものも考えられるのではないかというふうには思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ソーラーパネルのことについて聞きたいんです。52ページの19の負担

金ですね。普通の家庭っていろいろとあるんでしょうけれども、家の大きさなんですから、大体何キロワットくらいが普通なのか。この15件分という中で、概要にも書いてある4キロワットですか、これは前にも石井議員が言ったように、どのように受け付けていくのか。受け付けで終わってもまだ電気屋が受け付けていたような事態が去年ありまして、補助金をもらえなかったという中で、町独自で負担金ですか、これを増やす気はあるか。要するに、ソーラーパネル導入を町の一つの政策として、個人の家庭あるいは公共施設に普及させていくような考えはあるのかどうか。御宿町でメガソーラーという話もありますけれども、企業がやる分にはそれはいかようにも思っているんですけれども、町で全体が約3,000の家庭の上にソーラーパネルが載れば、これはメガソーラーと同じような形になっていくんじゃないかと。

いろんな事情はありましようけれども、変換率も大変よくなっているという中で、将来的な話なんですけれども、町がもう少し補助金を上乘せして、あるいは15件過ぎてももう少し上乘せして、例えば年間何件という形の中で、合併浄化槽と同じような感じなんですけれども、そういう形の考えはないのかということ、公共施設にそういうものを設置していく計画はありますか。この2点。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 一般的な発電量ですけれども、大体3.4ですとか3.5キロワットというふうになっております。実際に1基の購入価格ですけれども、約200万円程度、補助金につきましてはそのうち国が7万円、県と町で14万円というような状況になってございます。

平成24年度は10基予算計上しておりましたけれども、たしか5月末で全て決定しておまして、25年度については、そういった意味では5基を増加させていただいて、15基の提案をさせていただいているところでございます。

あと、単独での町の補助ということにつきましては、財政担当課とも協議してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 以前もお答えしたことがあるかと思いますが、庁舎に限っては一度検討させていただきました。国の制度ももうそのときにございまして検討はいたしました、費用対効果ということで、回収がかなり厳しいというようなことがございましたので、断念した経緯がございます。

しかしながら、また今後環境対策ということで、国のほうでも制度がまた協議されることもございますので、そういった制度も考えながら、注視しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 全面的にできる場所もないんでしょうけれども、設置できるところは積極的にやっていったほうがよろしいのではないかなと考えおります。

それで、ごみの話にちょっといきたいと思います。先ほど文井議員が質問されておりましたけれども、補完的な意味で質問させていただきます。53ページの12役務費ですね。ごみ袋の売払手数料。何リットルの袋を何枚販売して、どのくらいが純然と町の収益になって、焼却場あるいは環境衛生の費用になるのか。3,000万円が全部手数料で入ってくるわけじゃないんでしょう。その辺をはっきりしてもらいたい。

それと、ページ54の13、委託の指定ごみ袋製造委託ですね。これはどれをどのくらい、幾らでやるのか。それと、ページ55の19、補助リサイクル活動35万円。去年の実績でいいんですけども、御宿台も古紙回収を始めましたけれども、その実績がわかったら教えていただきたいのと、35万円のこれで足りるのかという、足らなかったら補正があるんでしょうけれども、その5点。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 先ほどの歳入のときにご説明いたしましたごみ収集手数料でございますけれども、こちらのほうは燃えるごみと資源ごみ袋に分かれておまして、ごみ収集手数料につきましては燃えるごみのほうの50円と30円の収入の合計でございます。その見込みが平成25年度、3,309万円ということでございました。

そして、ごみ袋を製作する経費でございますが、燃やせるごみ専用の袋、大と小ございまして、合計で約810万円でございます。資源ごみ袋のほうにつきましては、こちらは歳入の雑入ということになりますが、こちらのほうが490万円。そのほか、町民清掃用ですとかボランティア用の袋について50万円程度製作する予定しております。このほかにも、売り捌きの手数料、大きいほうの袋につきまして2.1円、小さいほう1.05円ということで、売り捌きの手数料の支払いをしてございますので、燃えるごみの袋だけで収集手数料で見ますと3,309万円に対しまして製作費が約800万円、売り捌き手数料が約130万円。そうしますと、差し引きまして約2,400万円程度の手数料収入というようなことになるかと思われまして。

全体の処理費用は、今回25年度じん芥処理費の中で2億8,000万円というような費用がかかっております。この一部をご負担いただくような形になっておりますけれども、その中で従来の2,400円との対比はどうかというような問題もございましてけれども、従来から実際の小売でごみの袋を買っていただいていた費用というのも、各家庭で様々であるとは思われますけれど

も、そういったところも含めまして全体の負担というものを考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。

リサイクルの補助ですけれども、こちらのほうにつきましては年度末の実績報告になりました、24年度の最終のものはまだ手元にはございません。実際には毎年約100トン程度の収集になっておりまして、補助の単価がキロ約3円ということでございますので、今のところ21年、22年、23年度につきましては、この予算額でちょうどバランスがとれているような状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 確認なんですけれども、2,400万円が純益と見ていいんですか。私の質問しているのは、要するに業者にごみ袋を製造委託しますよね。あと、商店に売ってもらいますよね。そういう経費を引いた中の、アバウトですけれども2,400万円が町の純益と見てよろしいのかというのが1点。

それと、ついでと言っては失礼なんですけれども、ページ64、66の土木費なんですけれども、いろいろとありますけれども、わかりやすい予算書発行のときに工事の場所、期間、工事内容、あと動態図をつけて予算書にわかりやすく出しますよね。そのときに載せていただければというのが1点と、また、現場にそういう立て看ですね。工事をいつから始めていつ終わって、どういう工事なのかというものがあつたらより親切かなと思うんですけれども、その2点。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、ごみ袋の関係ですけれども、先ほどの3,309万円から製作費800万円を引きまして、手数料130万円を引きますので、そういった経費を除くと2,400万円程度の金額が残ということで町の収入になるものでございます。

それから、告知看板につきましては、現実的には工事を施工するとき等に設置をしてまいりたいと思いますが、特に予算書のほうの表現ということでございますけれども、それにつきましては……。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今お示ししてあるのは場所と、写真が1枚載っているのですが、あとは住民の皆さんにわかりやすいようにというご趣旨だと思いますので、その辺について配慮したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あと2点ほど質問させていただきます。

道路関係、また橋梁関係もそうなんですけれども、24年にそういう計画ができた、長寿命修繕計画、これを提示していただくのはさせてもらいますけれども、総務課長が言っているまず逃げるのだと言いながら、避難道に対する工事計画、そういうものが見えないんです。橋の補修は前の一般質問で出ていましたけれども、道路に対する避難道としての整備計画が欠落しているんです。ちょうど2年たちますけれども、その辺どうするのか。

それと、慢性的な水害、セブン-イレブンのところは工事するというのは出ていますけれども、ほかのところをどうやっていくのかというものです。それをちょっとお示し願えればと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 避難道の整備につきましては、防災計画の中でもご質問いただきました。これにつきましては、今後の自主防災組織等の防災訓練、また、消防団の防災訓練等のときに現場を踏襲した中で、課題を整理していきたい。その中で、これまでも2年前から避難誘導看板等については随時整備してきておりますが、議員のご質問にもございましたように、自動の点滅機であるとかそういった誘導、そういったものが必要だと思われれます。そういったものもそういう訓練の中で課題の整理をしてまいりたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あと1点です。66ページの19の負担金の漁民住宅交付金という、これはどういうことなんですか、説明願えればと思います。66ページです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらのほうは、漁民住宅のこれまでの償還の支払いで、50年で計算しているものでございまして、平成28年度までで完了の予定でございます。その26万9,000円の計上でございます。単年度分。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 50年計画で返してもらっているという話なんですけれども、これは平成10年に移管を受けていますよね。そのとき清算しなかったんですか。これはどこへ払うものなんですか。町が払うものなんですか、組合が払っていたんじゃないんですか。それでキックバックしてましたよね。家賃というかアパート代というか。移管を受けるときに借金までもらって移管を受けたんですか。普通、清算して移管を受けるんですよ。あなたの時代じゃないんですけれども、本来の手続が間違っているんじゃないですか。

漁民アパート交付金ってどこへ返しているんですか。借りたところへ返しているんでしょうけれども、どこから借りて28年度までという、その辺のものがのっていますか、これ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 先ほど50年と申し上げましたのは、この1年当たりの金額を出すための50年で割り返すということで、移管後の未償却分について支払いをしているもので、その移管後の償却分の期限が28年度まで。それで、25年度分の単年度のコレが26万9,000円ということでございます。組合に対して支払いをしております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それはおかしいんじゃないですか。ずっと家賃を向こうに払っていたんですよ。そうでしょう。じゃ、これ移管したとき清算してもらおうのが普通でしょうよ。

要するに、建設分のローンがあったということなんでしょう、簡単に言えば。ですね。じゃ、組合はどうやって処理しているんですか。当時補助金等で全部済んでいると思うんですよ。じゃないんですか。それで移管を受けたんじゃないんですか。土地は組合のものだと承知していますけれども、ちょっとその辺でもう一回。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） すみません、ちょっと手元にその経過の資料を今持っておりませんので、改めてご説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私もちよっとこれ、橋の長寿命化計画は24年度にやっとな。なぜ引き続いて25年度に詳細設計をしないのか。この橋が老朽化甚だしいんですよ。それでここまで引き延ばしても大丈夫なんですよ。その辺をはっきりと、大丈夫だからこそこういう計画をしたわけですよ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 交付金の申請の時期が年度当初になりますので、交付金の申請の時期が年度当初になる関係から、どうしても1年をかけて設計して、交付金の申請をする期間を設けるために1年をあけてあると申しますか、26年度から設計、それから改修に入るような予定で今考えております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） つまり1年間ブランクがあるということだね。ブランクがあいても本

当にいいのかなという、もっと計画的に連続して、1年間危ない思いをしているわけですよ。それでいいということですね。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 手続上どうしても1年を要する部分がございます、予定のほうは26年設計、27年改修工事の予定で考えております。

○議長（中村俊六郎君） ここで5分間休憩します。

（午後 3時25分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時36分）

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 先ほどは失礼いたしました。追加費用についてご説明を申し上げます。

この追加費用につきましては、地方公務員共済の現行制度創設時、昭和37年12月になるわけですが、従来の恩給制度から社会保険方式に切りかえられ、恩給期間分も年金として支給されたわけです。恩給基本分は元来保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえまして、地方公共団体が追加費用として負担していると、そういう内容になっております。

それで、ご質問の人数という話ですが、これは一定の率で計算式が決められておまして、毎年4月1日現在の総給与額、それに対して負担率を掛けたものがこの金額になるということで、年によってこのパーセンテージが変わってくるというような内容になっております。参考までに、平成25年度につきましては4.9%、そういう率になっております。これも、この前年の24年度については4.23%と、そういうことで毎年変動されているということでもあります。該当する人数ということですが、これはちょっと把握ができないという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 先ほどの住宅の関係ですけれども、平成10年に組合との間に覚書がございます、平成10年度以降26万8,530円ということで、28年度までお支払いするというようなことになっておまして、これに基づきまして計上しているものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 総務課長の答弁なんですけれども、これはいつまで続くんですか。わかっているんですけども、昭和37年ですか、それ以降退職した人が、言葉は悪いけれどもいなくなるまでずっと負担金が出ていくわけですか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） そのようなことになろうかと思えます。ですから、旧恩給の対象の職員がゼロにならないと、この負担金というのは追加費用として請求が来るということになります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと制度としてはおかしいですよ。当時、37年度以前はそれで運用していたという中で、制度が変わって、それが地方自治体がまた税金で払っていくということ自体がなかなか難しい話ですよ。制度としてはいびつな制度だということを指摘しておきます。

それともう一点、移管のとき、覚書でこれをやっているということなんですけれども、要するに建設残が残っていたという認識でいいんですか。残が残っているのを移管したわけですね。当時の建設課長が誰かはわかっていますけれども、当時問題になったことがあるのは承知しているんですけども、普通清算するんですよ。それと、劣化とかいろんなものを引いて、逆に改修費をもらわなければいけないような状況じゃないですか、この状況を見れば。

だから、当時の課長のミスだということは知っているんですけども、整理整頓してもらおうのが本来なんです。その前は補助金がもらえないで、そういう形で組合が運営していた。そのかわりキックバックしていたということがずっと続いて、前に答弁をいただきましたよね。だから、その移管のときの移管の仕方が間違っていたと、これは指摘しておきます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

当初予算ということで、歳入のほうでまずお伺いしたいと思います。

15ページ、町税、軽自動車税ということで、予算概要のほうを見ますと、原付ですか、オートバイに対しましてエビアミーゴのナンバープレートを交付しておったというふうに思いますけれども、このナンバープレート、現在までどの程度交付されておるのか。

それから、これはたしか追加措置だと思いますので、旧来のいわゆる白いカットの入ってい

ない、要するに文字だけのナンバープレートの在庫があるというふうに思うんですけども、それも含めて運用状況について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹税務住民課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） アミーゴナンバーについてということですが、今年の7月からエビアミーゴをデザインしましたナンバーの交付を開始いたしました。これまでの間に96枚、600枚作成いたしましてこれまでの間に96枚のナンバー交付をしております。全体の台数が560台程度御宿町に登録がありますので、17%というような状況かと思っています。600枚ということをつくっておりますので、お知らせ版でもちょっとご紹介させていただきましたが、また引き続き町民の皆さんにお知らせしていきたいというふうに考えてございます。

それから、古いナンバーですが、ナンバーのほうは今持っている枚数がたしか20枚程度であらうかと思いますが、どうしてもご希望の方には古いナンバーをお渡しはしたいと思いますが、今のところそういうお話もなく、エビアミーゴのナンバーを交付させていただいているというような状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。ちょっと聞き漏らしたんですけども、旧来のナンバーというのは幾つ在庫があるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○税務住民課長（大竹伸弘君） 20枚程度だと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。次に移ります。

次、歳出のほうに移りますが、32ページになるのでしょうか、それとも35ページになるのか。いわゆるわかりやすい予算書、それから予算概要のほうではアクションプラン印刷製本費ということで予算上、項目は載っておるわけでございますが、どうもこれは符合する内容がございませんので、これをどうされるのかですね。それから、わかりやすい予算書、先ほどの中で質疑がありましたので、多分今年もつくるんだろうなと思いますけれども、それをつくるということと、概要書のほうにはアクションプランについてつくるということで、20万円ですか、予算の説明が載っておるようでございますけれども、その辺をどうするのか。

まず予算上この項目でどうなっているのかということと、それから、それをどういうふうにしていくのか。たしか共有するとか何とかというような言葉で概要書のほうには説明があったわけでありましてけれども、それについて説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） わかりやすい予算書については、従来どおり今年度もつくっていくということで考えております。先ほどいろいろ指摘がございましたので、その辺も加味した中で全戸配布したいというふうに考えております。

また、総合計画については4,000部、これを各世帯へ配布、または残を含めてダイジェスト版をつくりたいということで新年度にのせております。20万円ですね。これは企画費の印刷製本費のほうに組んでおります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） まず、わかりやすい予算書というのはどこに計上されているのか。それから、今言ったアクションプランについてはどこに計上されているのか、金額も含めて。もう一度すみません、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） わかりやすい予算書については、32ページ、一般管理の需用費の印刷製本費でございます。3,600部つくるということでございます。これは56万5,000円となっておりますが、会計室の分と合同で金額を受けておりまして、企画財政課分はそのうち38万5,000円。これには予算書の印刷費のほうになっております。わかりやすい予算書については、一応3,600部作成して各世帯に配ると。残りについては従来から200円で頒布しているということでございます。

それと、再度になりますけれども、総合計画のダイジェスト版、これについては企画費、35ページになります。企画費の印刷製本費19万2,000円ですね。これになります。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

そうしますと、この概要書のほうに書いてある、たしか20万円というふうに私は記憶をしているんですけども、第4次総合計画住民との協働アクションプラン20万円というのは、これはそういうことではないということなんですか。それも含めてのことなんですか。予算概要書の19ページの一番下段にありますよね。これはまた別なんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） この中に含まれている20万円のうち印刷費については19万2,000円ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） まあいいです。20万円のうちの19万2,000円だと。そのほかに5,000円の経費を見込んでいるということですね。わかりました。

具体的には、これで今まで、たしか町民懇談会ですか、そうしたものもこれを使ってやられたというふうに思うんですね。これについては、この間一貫して課題があるというふうに、執行部のほうも町長ご自身も含めて認識をされているというふうに思うわけでありましてけれども、ここに書いてあるとおり、住民の皆さんと町づくりについて共有を図るんだよということで、こうしたものを発行していくと。発行するだけでいいのかということなんですよ。ということじゃないですか、結論的には。だから、総合計画をつくる時も20人足らずの町民しか集まらなかったわけじゃないですか。いろんな条件はあるでしょうけれども。

だから、今後総合計画を含めて、その1年目ですよ、初年度目ですから、10カ年計画の初年度目で、いわゆる町民協働の町づくりのずっと議論になっているわけでありましてけれども、いわゆるソフト事業だと思えますよね。そういうものの、これが一つの大きな題材になってくるわけじゃないですか。じゃ、それをどう具体的に町民と共有するのか。それをただ単に配るだけということなんですか。共有できてないじゃないですか、これまで。そこをどうされるのかということなんです。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） いずれにしましても、住民懇談会の参加者が少ないということは大きな課題であります。これまでも、このわかりやすい予算書を使って説明した経緯もございますけれども、その場合には参加者には配布したというようなこともございます。今後どのような懇談会が望ましいのか、それは充分検討してまいりたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

じゃ、ちょっと前後しますけれども、35ページの中で公有自動車購入ということで260万円ですか。当予算書にはほかにも同程度の金額の自動車購入ということで載っておるわけですが、2つあわせて説明いただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今回、自動車購入ということですが、基本的には、これまでも11年経過したものについては買いかえの対象にはしてまいりました。そこに主に組んであるものにつきましては、これは総務課の車両であります。これにつきましては経過年数で申

し上げますと11年と7カ月、平成13年5月が初年度登録になっております。既に20万キロ以上乗っているというようなことでかなり古いわけでございますので、買いかえにあたりましてはワンボックスタイプの8名乗れるような、多目的に使用ができるような、また低燃費の車両ということで計上させていただきました。

また、教育費のほうにも同様に買いかえの車両を備品購入ということで上げてございますが、これにつきましては平成4年5月初年度登録ということで、既に20年7カ月が過ぎているという車両でございます。これも同タイプのワンボックスタイプの車両にしたいということでありませう。今後、2台あわせればかなり多目的に、研修等でも使えるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

20万キロ以上走行している車の代替だというような形でありますけれども、これは総務課ということでございますので、具体的にはどういう車種でしょうか。簡単に言いますと、私推測するに、町長ご自身がふだん公務に利用されている車なのかなというふうな推察なんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 通常町長の公用車という形で使用してまいりましたが、町長が使わないときは総務課の公用車という形で、多目的に使わせていただいております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解しました。20万を超えているということでは、やはり公務の支障があるというふうに、それは理解するところであります。

ただ、これはたしか町長の公約の中で、いわゆる公用車、これについて町長車とかいうような話がありますけれども、財産上は全て公用車ですよね、一般的に。そのときに私も指摘をしたところでもありますけれども、今回は町長以外にも多目的に利用させていただくという説明もあったわけでもありますけれども、総務課としては台数はどうなんですか。この間、無償で提供を受けたものもあるわけでもありますけれども、総務課は総務課としての仕事で公用車を当然配置したということだと思っただけです。ですから、黒塗りの、いわゆる町長がよく利用されている公用車ですね。これを廃止した時点では総務課の車が1台ないというような事態だったと思っただけです。

この辺のことと、それからもう一つは、これは自動車であるんですけれども、御宿町は小さ

い町ですので、オートバイ、これは災害時も非常に有効だというようなことも伺っております。こうしたものについても、きょうは決算じゃないので財産目録はついていないと思いますけれども、そういう目録にもたしか昨年度の決算にはなかったと思うんですね。そういうものも含めてどういうふうにしていくのかということについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 総務課の公用車につきましては、防災の広報車が2台ございます。それと、総務課のほうとしましては3年前ですか、軽自動車を1台購入させていただいております。それとあとは青パトですか、これは無償で贈呈いただいたというものでございまして、町長の公用車を入れますと5台というような所有になっています。そういう関係で、各担当課のほうでも出張とかち合うとか、そういうときには総務課の車を自由に使用しておりますので、今後もそういうようなことで活用していただければというふうに考えております。

オートバイ等につきましては、やはり雨天等を考えますとなかなか厳しい状況にあらうかなと思いますので、一応そういうことを含めて軽自動車に対応するようなことで、3年前に5台をまとめて軽に統一させていただいたという経緯がございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。自転車等もありますし、リサイクルという概念もありますので、引き続き検討いただければと思います。

次に移ります。35ページの中で、先ほども質疑がございましたが、定住化促進ツアーということでもありますけれども、この間何回か言われましたけれども、トータルで何人なのか。先ほどの説明の中では、回数ごとに別の地域の方をお願いしているということであったと思うんですね。これをどうしていくのかというのが私は非常に大事だと思うんです。先般の一般質問の中で、いわゆる御宿ファンをどうするのかというような趣旨の質問があったかと思いますが、せっかく御宿町に税金を投じて来ていただいた方々ですよね。一定の目的を持って来られた方々、最終的には、先ほども答弁の中にもありましたけれども、御宿町に住みたいというふうに考えている方が非常に多かったわけですね、アンケートの中でも。じゃ、そうした方々にどう情報発信をしていくのかということが大事だと思うんですよ。一回結びついた方ですから。

だから、もうちょっと終わってしまったんですけれども、例えば総合計画をつくるときに、町外の方々が御宿町をどう思っているのか、どういう町づくりを目指してほしいのか、例えば

ですよ。そういう場合にも、こういう方々のご協力をいただく。それから、先ほどの予算書だとか、議会でもこの間、長野の先進地を視察したときにも言いましたけれども、そこはいろんなイベント情報だとか広報だとか、そういうものを継続的に届けて、いわゆるDMですよ。ダイレクトメールを届けて、いろんなイベントにも参加していただくし、いろんな知恵も書いていただくというようなことをやっている自治体を、私ども議会でも見に行ったことがあるんです。それは寄附金という名目でのつながりだったわけでありましてけれども。

ですから、そういう面では、この体験ツアー、アンケートもあるわけなんですけれども、このアンケートはたしかその直後、帰りながらのアンケートだと思うんですね。やっぱり、それが他と比べてどうなのか、時間がたってどうなのか。それから、これからもいろんな町づくりについて、今般もいろんな計画を委員会を含めてやっていくと。そういうときに、例えばインターネットアンケートだとか含めて、町にもそういう目安箱がありますよね。そうしたものの制度でつくっているわけですから、そうした方々にダイレクトに情報を届けていろんなご協力を引き続きいただく。いただける方、いただけない方、それはそれであるんだとは思いますが、そうしたことも必要だというふうに思うんですけれども、それとも1回限りで終わりにするのか。

今後のツアーを、これからも含めまして考え方について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 何人参加されたかということで、今まで3回やっていますけれども、トータルで110名程度ということでございます。40から30の間でお見えになっているということでございます。

先ほど瀧口議員のご質問でもありましたけれども、帰りのバスの中で、実際体験していただいてどういうイメージを持ったかということと、移住について考えていますかということと、逆に、ここが欠けているというのはアンケートの中でもいただいております。住民の方からいただいた中で今回総合計画もつくりましたけれども、このツアーに参加された中にも、やっぱりこっちへ移住してから高齢になって免許がない場合に、やっぱり交通とかそういうのが不安、そういう面と、職ですね。シルバー人材みたいな感じがあったらいいと、そういうようなこと。また、スーパーが少ないといった意見もいただいているところでございます。

せっかく公費を使って、御宿に興味があっけりゃったわけですから、今後、先ほども回答しましたけれども、つながりを持てる場所は持って、御宿の情報も直接送って、より定住を勧めていくという、そういうつながりをしたいというふうに思っています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

同ページで、同じ委託料の中に公共アクセスポイントの整備という項目がございます。この具体的事業について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） これについては、今、記念館の中にWi-Fi機能を持たせた公共アクセスポイントがございます。これは今のところ中でしか使えないということで、アンテナをつけて、イメージ的には月の沙漠通りの橋のところ、それから月の沙漠の像、砂浜の一带、電子バリアができるところ、あの辺でWi-Fi機能ができて携帯電話がつながるといふ、ビーチに付加価値をつけるということで考えております。

理論上、最大アクセスは250というふうなことで聞いているんですけども、同時に使った場合は50件ぐらいはそこで使えると。幅があるんです。要はアンテナをつけて向かう方向もあるということで専門的には聞いていますけれども、おおむね50件同時に使えるような状況を整えるということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。光も整備して大分たっているわけでありましてけれども、公共アクセスポイントとすると、新年度は1カ所ということなんでしょうか。

それから、今後そうしたアクセスポイント、特にこのアクセスポイントにつきましてはいわゆる災害時の情報の入手ですよね。2年前も携帯電話網はパンクして使えない状況がございました。そういう中で、ほとんど今はスマートフォンとかインターネットに直接アクセスできる、そういう携帯ですね。そういうものをお持ちの方が大変多くなっているというふうに思いますので、通常のこういう、いわゆる行政情報とか観光情報だと思うんですよね、提供する。そういうことも大変大事だというふうに思うんですけども、防災時にそういうものがやっぱりライフラインになっていくというふうに考えますので、これは将来的には各避難所も、例えば学校なども既に整備しているところがあると私は聞いております。

ただ、そういうものを防災時にオープンにしていくのかということもあるというふうに思いますので、そうした既存のもの利用、緊急時にどうするのか。それから、そうしたものを今後アクセスポイントとして、町としては増やしていくのかどうか。平常時ではそういう公共的な行政情報、観光情報、町づくりを含めて生かしていただくということだろうと思うんですけども、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 現在、駅前、観光案内所と記念館のほうに2カ所ございます。アクションプランでは25年度で、今ご説明しました砂浜に向けてそのエリアを拡大していくという計画でございます。26年度については、それを使った場合、御宿の宣伝ができると。要は、御宿のホームページに入ってから、宣伝が入ってから自分の使うところにあるというようなシステムというか、そういうのを考えたいというふうに考えております。

内部的に考えているのは、例えばメキシコ記念塔に行った場合に使えないかというのを内部で議論いたしましたけれども、まだそこには光が行っていないという状況がございます。今後、災害も含めて計画的に増やしていきたいというふうな認識でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に57ページであります、農業振興費でお伺いしたいと思います。

有害鳥獣駆除でありますとか、それから貸し農園、それから58ページには中山間地域総合整備事業と戸別補償など、いわゆる農業振興費が盛っておりますけれども、中山間のほうは大分工事が進捗してまいりました。先般の補正でも、予算上は前倒しというような対応もとっていただいたところであります。じゃ、これを今後どう生かしていくのかと。新年度の中でどう農業振興を展開していくのかという、中身のほうが大変私は重要であるというふうに思います。

先般、新聞のチラシ、いわゆるミニコミ誌でありますけれども、その中に「おいしいお米で地域再生」ということで、これは昨年11月、長野県木島平村で行われた第14回米食味分析鑑定コンクール国際大会という中で、この御宿町の、距離的には非常に近い、勝浦市の市野川というところにある農家が何と特別優秀賞を獲得したというふうに報道されております。いわゆる魚沼産米と同列という非常にレベルの高いものだというふうに思います。そのホームページを見て驚いたのは、これはちょっと余談にはなると思うんですけども、台湾だとかアメリカ合衆国とか中国、こうしたものに応募されて特別受賞を取っているということもあります。

昨今のテレビでは、首相がTPP参加というような表明もあるようでありまして、いづれにいたしましても、御宿町の農業はどうあるべきなのかという中で、この日本の一番有名なそういうところと同レベルのお米というものがこの地域で産出できるんだと。確かに、条件だとかその努力というのは並大抵のものじゃないというのは理解してはおりますけれども、そうはいっても、こうした受賞によって、やっぱりこの地域の農業はどうあるべきなのかということ

で、大きく農家としては励まされる内容が私はあるんじゃないかなと思うんですね。

この予算の中にも、いわゆる六次産業化ということで提案されておりますけれども、農業、漁業、そうしたものの地産地消を含めて、観光の中にもそれを据えていくんだよというようなことでの予算提案であろうというふうに思うわけでありましてけれども、そうしたものを今後どうしていくのかということで、農業関係、漁業も含めて結構ですけれども、今年度どういうふうに予算執行されていくのか伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、中山間の事業としましては、25年度で約68.2%の圃場が完了します。

議員のご指摘は営農組織の問題を多分言っていられるかと思いますが、やはり現状の68%の圃場ができた中でタイミングというか、そういったところは必要だなと。実行委員会のほうでも何とかしていかななくては行けないと。当然、耕地はできましたが作り手がなかなか見つからないという状況もございますので、営農組織について、現在具体的な内容について詰めている状況でございます。

ただ、その中でも農畜連携事業がもともとの計画でございますので、そういった事業を中心に検討させていただきたいということでございます。

今回の予算の中には、観光費もそうなんですが、農業振興費の中にも、また漁業振興費の中にも、それぞれの特産品をそれぞれの立場で連携しながらPRしていくという一つの形の中で進めていきます。商工費の中にも、今回農商工連携ということで、今までもご説明しましたが、かき揚げを中心とした地域連携の中でそういった事業を進めていこうということで、かき揚げを一つの核とした形の町づくりとして今進めている状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。大変大事な時期になってくると思いますので、やはり中山間事業が完成してからでは遅いというふうに思いますので、今年度はそういう意味では正念場だというふうに思いますので、しっかり対応をとっていただきたいと思います。

それから、この予算の中で、たしか去年は里山整備という項目でここ数年、そういう項目があったというふうに思いますけれども、新年度にはそうした項目がないんですが、里山というのは大事な概念だと思いますし、こうしたものについてどうとっていくのか。予算上はあるんでしょうか。ないようでありますけれども、その辺はどのように考えているのか。この間の事業の結果も含めた考え方について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 平成23年度ですか、林務課の指導の中で里山の保全をやっていただきたいということで、9月の補正で、打越線、また中山間事業の、御宿台から実谷へ抜けた丁字路の先初崎地先の里山について協議がなされておりました。ただ、やはりそこには大きな問題としては次の予算ですか、そういった、幾らボランティアで進めていくにも非常に時間と労力がかかるかというので、なかなか進んでいないという状況でございます。

ただし、今後中山間事業がある程度一定の事業が進んだ中では、高山田で今現在やっています農地・水・環境保全対策とか、あるいは小幡地区が行っております中山間直接支払制度等を活用しながら事業を具体的に進めていきたいということで、実行委員会の中では協議が進められているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

次に67ページでありますけれども、都市計画総務費の中に住宅耐震診断、木造住宅耐震改修、それから住宅リフォームということで、たしか先般の補正予算では耐震ですか、ゼロ執行になったというような説明があったというふうに思いますが、これは大変大事であると思うんですけれども、じゃ、これ15万円ですか、耐震だけでも項目としてあるわけでありましてけれども、予算計上されておりますけれども、これは今年きちんと執行できるんでしょうか。その担保はどのようにとられるのか、これらの内容も含めて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 耐震診断につきましてはこちらのほうに予算計上しております、広報等も行っているところではございますけれども、なかなか診断から耐震改修のほうにつながっていないのが実情でございます。引き続き広報等によりまして活用方法等について周知を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。広報はこの間もやられておったというふうに思いますので、具体的に災害のとき、それから都市計画そのものがそういう観点だと、これはこの間も申し上げさせていただきましたけれども、予算執行できるように工夫していただきたいと思っております。広報も含めて。

それでは、その次に移りたいと思います。

これは教育費ということで、71ページ、事務局費の中に安心安全連絡網使用料というのがご

ざいます。それから、概要の後ろのほうには災害関連、防災関連の危機整備を含めたものが載っておるようでございますけれども、予算上のどの辺に項目があるのか見当たらないので、この中で質問させていただきます。

質問する内容というのは、この間、総務課のほうでも防災関係の整備を行うということでありまして、それでまた学校のほうもこの間、緊急地震速報受信システムということで整備をされておったというふうに思います。これが現実、地震のときにどういうふうに動くのかということで、直下型も含めて、それから気象庁からの情報も含めて受電して、さまざまな形態で知らせるというような内容であるというふうに私は理解しております。

そこで質問なんですが、じゃ、こうしたものが停電時に学校現場の中で動くのか。これは、たしかインターネットか何かも含めての設置だったと思うんです。学校が基本的には避難場所、そうしたものに指定されておりますね、中学校を含めまして。そういうものがどうやって動くのか。それから、避難場所ですから、テレビはちゃんと動くのかと。それから、テレビが使えない場合ですよ。例えば乾電池等ですとラジオですよ。これはやはり有効な手段だと思います。携帯電話というのは一般的には1日程度の電池だというふうに伺っておりますので。

ですから、緊急時にそういう避難場所となって、しかも子供たちもいるという、当然そういう想定だと思うんですね。そうした中で、本当に混乱なくするためには、きちんと正確な情報が的確に行くということが大変大事だと思います。こういうものが整備されても、そういうものがきちんと動くかどうかと、現場がどうなっているのかというのは、やはり町教育委員会としてもきちんと管理していただくと、知っていただくと。混乱を最小限に抑えて、きちんと子供たち、住民の安全を確保するというのが私は大変大事だと思いますので、いろいろ整備をさせていただいておりますけれども、それがどうなっていくのか。

それから、ちょっと時間の関係もあるようですのでもう一つ、たしかライフジャケットと申しましょうか、防災頭巾を含めたそういったものを、これは今年予算の中でたしか配備されていると思うんです。これはたしか保育所と学校だと思います。これは当時、予算化されたときに、どういうふうにやるかという、学校や保育園とも協議して具体的な購入、形態を含めて協議をしたいというのが最終的な答弁だったと思うんです。それは、もう年度末も終わりなんですけれども、多分もう購入も終わっているというふうに思うんですけれども、どういうものになったのか。

ついでなんですけれども、この間も卒業式のときに子供たちは防災頭巾、これを椅子の下に置いてございました。私は、これと併用するという話にはならないと思うんですよ。そうし

たものがどういうふう整理をされたのか。本当に緊急ですし、今日あるかもわかりませんし、そういう面では、その辺も含めての答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） それでは、緊急地震速報装置の使用料ということで、こちらのほうにつきましては小学校分については73ページの使用料及び賃借料、こちらのほうの各種使用料ですね。こちらのほうと、中学校については75ページの使用料及び賃借料の各種使用料、こちらのほうに含まれております。

緊急地震連絡網につきましては各学校に昨年度設置いたしました。が、気象庁が配信する緊急地震速報をインターネット回線を介して受信して、大きな揺れが来る前に校内放送で予想到達秒数と、それから予想震度を知らせる装置でございます。地震到達前に児童生徒の安全確保を図ることを目的としております。また、気象庁が配信する緊急地震速報以外にも、内蔵の地震計で震度4以上のP波を検知した場合も自動的に校内放送で流れるシステムとなっております。

緊急時、停電のときということでございますが、今回設置した装置等につきましてはバッテリーで充電ができるような形になっておりまして、また、ラジオを内蔵した持ち運び用の子機がございますので、避難時に持ち出して気象庁の津波や余震の情報、またラジオの情報もそちらのほうで聞けるといようなものでございます。

ライフジャケットにつきましては、既に小学校のほうに配付されておりまして、どのように保管したら一番いいのかということは今協議しているところですが、基本的には学校の廊下につるして、すぐ取れるような形で、それをすぐ取って屋上へ避難するといような形で、学校のほうでは検討していただいているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保育所につきましても、3月の中旬にいただいております。子供たちが小さいものですから、普通の大人用とは全く違う小さい形の、かぶる式の簡単なものでございまして、こちらもすぐそばの教室に吊り下げる形で、保管してあります。

3月の中旬ぐらいに1回、今月は2回避難訓練をやっております。そのうちの1回は着せかえの訓練、子供たちに着せる形の訓練を実施いたしましたけれども、やはりまだなれないようございまして、今後も引き続き続けてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。たしか、御宿小学校の教室と廊下を挟むところはガラス、何回も指摘されておりますけれども、学校建設当時の木の枠だったと思うんですね。

私はそれが危ないと思うんですよ。学校側と充分協議されて廊下に置くということにはなったと思うんですけれども、私何回も訪問させていただきますけれども、あのガラスが、やっぱり余震も含めてあるわけじゃないですか。そういうことじゃないんですか。頭を守るためにこういう形のやつで、たしかね。そういうものを購入されたというふうに伺っております。

保育園の場合はまた状況が少し違うとは思いますが、保育園なども、最近のテレビなどでは、替え歌を使って子供たちみずから楽しんで訓練できるというような事例も報道されておりますので、ぜひそうしたものも参考にさせていただきたい。

学校側のほうは、それでいいのかなと私は非常に心配に思うんですね。そのガラスについて、例えばビニールを張って割れを少なくするとか、割れても粉々にならないようにするとかということじゃないんだと思うんですね。それはどうされるのか。

それからもう一つ、先ほどの緊急地震速報でありますけれども、それ自身はバックアップがありますよということで、最終的には電池式のラジオもあるからゼロにはならないよということだと思っておりますけれども、一般的には校内放送も100ボルトですよ。それも含めまして、たしか町の防災無線もスピーカーのやつはバックアップですかね。それから戸別受信機もたしか、これも電池が入ってまして、電池をきちんと管理していれば一定時間は町の防災無線を受電できるというようなことがあって、この電池の管理もこの間きちんと周知徹底というお話もさせていただいておりますけれども。その辺で、項目を伺ってもいまいち不安なんですけれども、その2点について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） バッテリーにつきましては乾電池ではなくて充電式のもので、実際設置した後に試験等を行っておりますので、充分バッテリーの残量等を確認できるような形で、学校のほうに常にチェックしていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

それから、ガラスということで、廊下と教室の間がガラスで仕切られていて、その先にライフジャケットがあると危険だということかとは思いますが、結構嵩張るものですのでなかなか教室の中は、避難する流れの中ですぐとれるような形で、また常に誰もが自分のものを確認できるように廊下を選んだというようなことで、学校側からは聞いております。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 今の件で、卒業式のときに見てきたのですが、学校に消火栓の管がありますので、三角形の白い部分があり、その間がガラスの部分とコンクリートの部分になっています。ライフジャケットをかけるほうはコンクリートの部分のところへ棒がわたしてあつ

て、セットしてあります。それで、何をそこへぶら下げたら外れやすいかと。洗濯ばさみがいいのかフックがいいのかということで今、実験していますので、ご了解よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。教室も狭いということで、大変だというふうには思いますけれども、子供の命がやっぱり最優先されると思いますので、先ほどの頭巾も含めまして安全な学校管理について引き続き検討いただきたいと思います。

それから、73ページの中で学校用備品ということで、これはこの間タブレット型の端末を導入していただいて、大変効果があるというようなお話も伺っております。概要書のほうにもそれを各教室1個ずつですか、増やすというようなお話もあったわけでありましてけれども、これの活用を含めて、先ほどもお伺いしたわけでありましてけれども、改めてどういうふうになされていくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） タブレット型端末ということでございますが、今年度各校に3台ずつ購入いたしました。現在の使い方といたしましては、中学校では体育の時間での実技をするなどのほかに、和歌の研究発表会のためのリハーサルを班ごとに撮影して、それを視聴しながら意見を出し合う。また、中学生議会に向けての御宿の施策をクラスで調べ合うなどに活用するとともに、地理や歴史の授業で取得できる画像データをテレビに映し授業等を行っているということです。

また、小学校でも、先ほどと同じように体育のマット運動等の撮影をして、その場で問題点を指摘し合ったり、漢字や計算のアプリ、日本地図などを各学年に応じた活用を行い、よりわかりやすく、また興味を持たせるために動画を用い学習しております。特に低学年におきましては、キーボードで打つよりも画面にタッチすれば動くということで、親しみやすいということでスムーズに受け入れられているというふうな形で聞いております。

今後につきましても、25年度、各学級に1つつつということで予算を要求しておりますので、こういった形で自主的に調査研究できたら、またみんなで話し合ったり、そういった授業の活用、それから画面が動きますのでかなり通常の学習よりも受け入れやすい状態で学習がしやすくなる機器だと思いますので、有効なアプリ等を充分精査しながら学校にも情報を提供していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今年の予算の中で、職員用パソコンの整備と生徒用パソコンの整備というのが概要書のほうにございます。予算書の中ではどこかというのはちょっとよくわからないんですけども、パソコン使用料としては75ページに243万9,000円というの載っておるわけでありまして。

今課長が説明したのは、まさにパソコンと申しましょうか、いわゆるコンピュータ機器の教育改善登用ということですね。そうすると、概要書だと5台で32万円ですか、小学校で。ですから、1台6万円ぐらいの金額ですよ。今の説明だと、非常に幅広く教育に利用できると、たしかパソコンというのはパソコン室みたいのがあって、エアコンもなぜか入っていて、そこに行かないと利用できないということだったと思うんですよ。今年度の整備内容がよくわからないんですけども、多分その機械が古くなって新しく更新するということだと思えます。

じゃ、このパソコン教室で何を勉強するんですかということになると思うんですよ。そうしたら、今課長がおっしゃった中身というのは、まさに新しい技術が子供たちの学習環境をサポートするということだと思えますよ。どこでも活用できるというお話じゃないですか。

この間も見せていただきましたけれども、全く説明書もなくその場で即先生方も授業に活用いただいていると。私もパソコンは多少使いますが、新しくソフトを入れたら、それを使うのも非常に大変ですよ。多分職員の皆さんも、今年新しくパソコンを入れたんですけども、今までのソフトとまるっきり違うので、大変仕事を始めるのに困惑されたと思えますよ。

こうやって、ふだんパソコンを使っている方々、大人の方々も大変だというのが今のパソコンだと思えますよ。そうしたら、パソコンというのは何のためにこうやっていろいろ変わっていくのか非常に疑問になってくるというふうに思えますけれども、これは少し整理されたいかがですかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 確かに、タブレット端末は、今申しましたように非常に有効な教材というか、道具という形ですんなり入ってきますし、かなり有効だと思いますが、パソコンもまたパソコンで、それなりに将来的に使用していくこともございますので、パソコンはパソコンで整備していきたいとは考えております。しばらくは、タブレット端末をパソコンと併用しながら使っていければと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入りたいと思

ます。

本案に対する反対意見の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) ないようですので、次に、本案に対する賛成意見の発言を許可いたします。

8番、小川 征君。

(8番 小川 征君 登壇)

○8番(小川 征君) 平成25年度一般予算編成でございますけれども、賛成討論を述べさせていただきます。

石田町長から本会議に付議されました平成25年度一般会計予算案について、過日の提案説明に続き、本日の慎重審議、議員諸氏の質疑を拝聴するとともに、私自身も疑問点などを伺いました。私は、本予算案の賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

新政権は、長引く経済停滞から脱却し強い日本を取り戻すため、経済政策を強力に進める成長戦略にかじを切りました。これにより国内景気に明るい兆しが見え始めています。

町では、時を同じくして石田町長が再選されました。これから4年間、引き続き石田町長に町のかじ取りを町民が託したことであり、大きな期待が込められております。

ここに提案された平成25年度御宿町一般会計予算は、石田町長が2期目のスタートに際し、住民のため随所に配慮の跡を見ることができる予算であります。前年度に比べ4億9,000万円減少しておりますが、懸案でございました御宿中学校屋内運動場建設事業の終了等、有利な交付金を利用するための中学校のグラウンド整備の前倒しによるもので、決して消極的な理由ではありません。

折しも平成25年度を新初年度とする第4次総合計画の策定も重なり、御宿町を長期的に展望し、着実に前進するための新たなスタートです。住民の安心・安全のため、防災対策の拡充を初め高齢者の生きがづくり事業や健康づくり事業、学習環境向上のための教育施設整備、各地で成功例があるご当地グルメの開発支援など、福祉、教育、産業など全てにわたり目配りされております。この平成25年度御宿町一般会計予算30億円を効率的かつ効果的に執行していただくことが、町民の負託に応えることであります。

この予算が多くの住民の評価を得られるものであることを確信し、本予算に対する賛成の討論を終えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中村俊六郎君) 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第32号に賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で今定例会の議事日程は全て終了いたしました。

続きまして、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長（石田義廣君） 平成25年第1回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、平成25年度一般会計予算を初め34案件についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

ご承認いただきました第4次総合計画を初めとしたさまざまな計画に基づき、ここに成立を見ました平成25年度各予算によりまして、町政各般にわたり所期の施策を推進し、町政の一層の伸張と町民生活の向上発展に寄与してまいりたいと存じます。

会期中、全般にわたり議員各位より賜りましたご意見、ご要望につきましては、今後充分にこれを検討しながら町政の運営を進めてまいる所存でございます。どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には充分にご留意されまして、これからもご活躍されますようお祈りを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また、議事運営につきましてもご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

新年度予算及び総合計画等が可決されました。多くの課題がありますが、行政、議会、町民が一体となり、笑顔と夢が膨らむ町の実現に向けて前進しなければなりません。また、氏原総務課長、藤原産業観光課長、米本会計室長におかれましては長い間町の発展にご尽力され、ご苦労さまでした。

以上で平成25年御宿町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 8月 6日

議 長

中 村 俊 六 郎

署 名 議 員

瀧 口 義 雄

署 名 議 員

滝 口 一 浩